

(平成22年6月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	31 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	25 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	68 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	46 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から45年3月まで  
② 昭和51年1月から同年3月まで

私は、母に勧められて国民年金に加入したが、いつ、どこで、誰が加入手続きしたのかはよく覚えていない。

しかし、昭和43年ごろに保険料の未納通知が届き、たまたま母が実家から来訪してきた際、母と一緒にA市B区役所へ行ったことを覚えている。当時の保険料額は覚えていないが、一度に納付できる金額ではなかったので、窓口で3回ぐらいに分割納付できるよう依頼し、後日、私が保険料を分割して納付した。

それ以外の保険料は、A市B区の自宅のアパートに定期的に来る集金人に納付していたのに、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続きの時期等については、よく覚えていないが、保険料の未納通知が届いたので、A市B区役所へ行き、窓口で保険料の分割納付を依頼したことを覚えていると申し立てている。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、申立人がA市B区に転入した昭和46年2月22日直後の同年3月10日に発行され、国民年金手帳記号番号の払出日とも一致していることから、この日に、申立人に係る国民年金の加入手続きが行われたものと推定され、43年7月1日までさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得している。したがって、A市B区で加入手続きが行われた時点において、申立期間①の保険料は過年度保険料であり、当該過年度保険

料に係る未納通知が、加入手続前に、申立人の転入直後の住所に送付されることは考え難い上、基本的に現年度保険料しか取り扱わない同区役所の集金人にも納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の記憶どおり、保険料の未納通知を受け取り、保険料を分割納付した後、申立期間①に係る残りの保険料を区役所の集金人に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立人に、A市B区に転入する前の状況について改めて事情を聴取したところ、申立人が実家の母親にも話を聞いた上で、当時は、転入前のC市に居住しており、そこに住民票も置いていたが、A市において国民年金の加入手続を行った記憶は無いとしているほか、現在所持する同市B区発行の国民年金手帳以外に年金手帳は無かったと陳述している。

さらに、申立人が、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②について、申立人の特殊台帳を見ると、昭和53年1月から54年3月までの保険料を2回に分割して過年度納付していることが確認できるほかは、申立期間②を除き、申立期間①直後の45年4月以降、60歳期間満了までの約28年間、保険料をすべて現年度納付しており、加入手続後の申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、当該特殊台帳では、申立期間②に対して社会保険事務所（当時）が未納の催告を行ったことを示す催告印が確認できることから、申立人の記憶する保険料の未納通知は、申立期間②の保険料及び2回に分割して納付した上記の過年度保険料に係る未納通知であったものとみるのが自然であり、未納保険料を3回ぐらいに分割して納付したとする申立人の記憶を踏まえると、納付意識の高い申立人が、3か月と短期間である申立期間②の保険料のみを過年度納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの期間、49年4月から50年3月までの期間及び55年4月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から同年6月まで  
② 昭和44年9月から48年9月まで  
③ 昭和49年4月から50年3月まで  
④ 昭和55年4月から56年3月まで

私は、昭和44年9月にA市B区で商売を始めて以降、現在までの40年間、A市C区内で継続して事業を経営しており、国民年金保険料に限らず、税金などの納付義務のあるものすべてについて、毎日店に売上金等の集金に訪れる銀行の外交員に納付を委託していた。

40年も昔のことなので、国民年金の加入手続及び保険料納付の詳細に関しては、具体的なことは覚えておらず、納付を証明するものは何も無いが、申立期間がそれぞれ未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料に限らず、納付義務のあるものすべてについて、毎日店に売上金等の集金に訪れる銀行の外交員に納付を委託していたと申し立てているところ、申立人の陳述する当時の経営状況等を勘案すると、申立内容に特段不合理な点は認められない。したがって、国民年金保険料についても、基本的に納付書が存在する限りにおいて、銀行の外交員を通じて経常的に納付する仕組みが確立されていたものと考えられる。

また、申立人のオンライン記録を見ると、A市が国民年金保険料の納付方法をそれまでの印紙検認方式から納付書方式に変更した昭和48年4月以降の同年10月から、申立人が厚生年金保険の被保険者となるまでの約15年間、申立

期間③及び④を除き保険料をすべて納付しており、申立期間④直後からは、一年前納により毎年保険料を納付している。

さらに、申立人がA市C区において商売を始めてから現在まで、国民年金に係る住所異動がC区内のみであり、継続して保険料の納付書を受領していたと考えられることなどを踏まえると、申立期間②のうち、国民年金保険料の納付方法が納付書方式となった昭和48年4月以降の期間、並びに申立期間③及び④については、申立人から委託された銀行の外交員が、申立人の納付書により、保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①及び②のうち、昭和48年3月以前の期間については、国民年金保険料の納付方法が、区役所の集金人又は区役所窓口において国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であったことから、銀行の外交員が当該期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い上、申立人自身も、国民年金手帳による印紙検認の記憶は定かで無いと陳述している。

また、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立期間①及び②のうち、昭和48年3月以前の期間は合計約4年に及び、このような長期間にわたり、行政側の納付記録が毎回繰り返して欠落することも考え難い。

さらに、申立人が申立期間①及び②のうち、昭和48年3月以前の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの期間、49年4月から50年3月までの期間及び55年4月から56年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、昭和36年の春ごろ、国民年金に加入したが、しばらく国民年金保険料を納付せずに放置していたところ、時期は定かではないが、区役所から保険料の督促はがきが届いたので、それを持って区役所の出張所又は郵便局で、保険料をまとめて納付した記憶がある。

その後は、自宅に来る集金人に保険料を遅滞無く納付してきたのに、申立期間が未納とされているので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所から督促はがきが届き、区役所の出張所又は郵便局で、保険料をまとめて納付した記憶があると申し立てしているところ、昭和38年5月に、区役所が、昭和36年度及び37年度の過年度保険料に係る未納期間について、当該未納期間を有する被保険者に対して発送していたことを示す督促はがきの存在が別途確認されており、そこには、区役所に納付書があるので、これにより銀行又は郵便局で納付するよう案内している記載が認められることから、当時の実態と符合している上、督促はがきが発送されたとみられる昭和38年5月時点において申立期間の保険料は、時効にかからず納付が可能であった過年度保険料である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度が発足した直後の昭和36年6月に払い出されているほか、申立期間後の38年4月以降、60歳期間満了までの約19年間、保険料を完納していることなどを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を過年度納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から同年6月まで

退職して、厚生年金保険の脱退手当金を支給されてから、年金には未加入であったが、結婚後しばらくしてから、区役所の職員に勧奨を受け、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った。

年金受給額を増やすため、60歳からは任意加入して、毎月、区役所及び郵便局で保険料を納付しており、申立期間の国民年金保険料についても、郵便局で、郵送された納付書を使用して、毎月1万3,300円を納付していた。

また、平成13年度の国民年金保険料は前納で納付したことにされているが、全く身に覚えが無く、社会保険事務所（当時）側のミスとしか考えられない。

申立期間の国民年金保険料を納付したのは間違いなく、3か月分のみ未納期間とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、国に収納事務が一元化された後のものであり、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、記録の過誤は考え難いところである。

しかし、申立期間は3か月と短期間である上、オンライン記録を見ると、国民年金手帳記号番号の払出以降において、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人に係る高齢任意加入申請書を確認したところ、記載事項に特段の不備及び誤りは認められず、申立期間について、申立人に対して納付書が交付されていたものと考えられる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたと説明する申立人の夫は、

昭和 36 年 4 月から納付済みとなっており、平成 4 年度の納付書が区役所から送付されてきていたが、申立人が区役所へ夫の納付月数を相談に行くことで、60 歳到達時（平成 5 年＊月）より前の平成 4 年 3 月に加入可能年数である 372 か月の保険料をすべて納付し終えていることが確認でき、このように夫の受給額を満額にするために適切な手続を行うとともに、自身の国民年金の受給額も増やすために高齢任意加入までした申立人の申立期間の 3 か月が未納の記録となっているのは不自然である。

これらのことを踏まえると、納付意識のきわめて高い申立人が、納付書の交付を受けながら、最後の期間である申立期間の国民年金保険料のみ未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月

昭和45年6月\*日に結婚してから、妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その後、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。

結婚する以前から勤務していた会社が、昭和46年7月1日から厚生年金保険の適用事業所になることを知り、妻が国民年金資格の喪失を行った。

私の所持する国民年金手帳を見ると、申立期間の国民年金保険料を昭和46年9月11日に納付していることを示す領収印がある。

平成20年ごろに、社会保険事務所(当時)から申立期間の国民年金保険料を還付すると言われ、そのままにしておいたが、21年になって、また、当時の金額で還付すると言われた。

申立期間が未加入期間とされ、国民年金保険料が還付されようとしていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立人主張のとおり、申立期間の国民年金保険料については、昭和46年9月11日に納付していることが確認できる。

一方、特殊台帳を見ると、昭和46年6月の納付記録欄に「資格喪失」、「納」及び「カンプアリ」の記載が確認できるものの、本来、備考欄に記載すべき還付決議及び還付金額などの記載は見当たらず、また、オンライン記録を見ると、38年後の平成21年8月3日に申立期間の国民年金保険料について還付決議されていることが確認できる。

また、申立人が所持する国民年金手帳の資格記録欄を見ると、国民年金被保険者資格の喪失日は昭和46年7月1日と記載されており、この喪失日からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であり、このことは、申

立人が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日が同じく同年7月1日であることとも符合する。

さらに、申立人の妻のオンライン記録を見ると、昭和46年6月30日付けで、強制加入被保険者から任意加入被保険者へ資格変更しているものの、妻が所持する国民年金手帳の資格記録欄を見ると、強制加入資格の喪失日が、いったん、申立人と同じ同年7月1日と記載された上、同年6月30日に訂正されている一方、任意加入資格の取得日は同年7月1日のままで訂正されていない。

これらのことから判断して、オンライン記録上、申立人の国民年金被保険者資格の喪失日は昭和46年7月1日とするべきであるにもかかわらず、行政側の事務的過誤により、前日の同年6月30日とされ、申立期間が未加入期間とされてしまったものであり、本来、申立期間は国民年金保険料の納付済期間であったと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から41年10月までの期間及び47年1月から同年3月までの期間及び48年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から41年10月まで  
② 昭和47年1月から同年3月まで  
③ 昭和48年2月

国民年金の加入については、住み込みで働いていたA店の店主にも勧められ、店主が同僚の分と一緒に手続してくれたはずである。

申立期間①の国民年金保険料については、店主に任せていたので、詳しい納付方法などについては分からないが、同僚と一緒に毎月100円ずつを給料日に店主に支払っていた。

店主が、同僚の保険料と一緒に定期的に納付してくれていたはずである。同僚の国民年金保険料が納付済みであるのに、自分の分のみ未納であるのは納得できない。

申立期間②及び③については、結婚後、夫婦二人分の国民年金保険料を、私自身が納付してきた。詳しい納付方法についてははっきりとは覚えていないが、夫の保険料が納付済みであるのに、私の分のみ未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、住み込みで勤務していた店主が、同じく住み込みの同僚の分と一緒に納付してくれていたと申し立てているところ、オンライン記録を見ると、この同僚の申立期間に係る保険料は納付済みとなっている。

また、申立人は、当時、店主に対して、毎月、給料の中から国民年金保険料として100円を同僚と一緒に支払っていたことなどについて、具体的かつ詳細に陳述しており、また、同僚からも、これを裏付ける同様の証言が得られてお

り、陳述の信ぴょう性は高いものと認められ、当時の保険料の納付を担っていたとする店主が、同時期に住み込みで勤務を開始し、同年齢の同僚の分を納付しながら、申立人の分を未納のまま放置したとは考え難い。

さらに、当該同僚の申立期間の国民年金保険料は印紙検認方式で現年度納付していることが、同僚の所持する国民年金手帳から確認でき、そのことは、申立期間当時、店主が給与から控除した保険料を同僚の保険料と一緒にA店に来ていた集金人に納付していたとする申立人の主張と符合している。

加えて、特殊台帳を見ると、昭和42年11月から43年3月までの期間、45年4月から同年7月までの期間及び46年9月から同年12月までの期間は未納となっているが、申立人の所持する年金手帳において、同期間に係る印紙検認記録が確認されたため、平成20年12月に納付済みに記録訂正されたことが、オンライン記録上確認できるなど、申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況がみられ、申立期間①の納付記録の管理にも事務的過誤があった可能性が否定できない。

次に、申立期間②及び③については、3か月及び1か月といずれも短期間である上、国民年金手帳記号番号払出時期からみて、当該期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、申立期間②前後の国民年金保険料は現年度納付しているほか、結婚後は、常に一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の夫に係る当該期間の保険料は納付済みとなっている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年2月1日から同年6月1日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支払われていた給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間当時は毎月53万3,620円の報酬を受け取っていたので、申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険の資格を喪失した平成18年6月1日から約7か月後の19年1月5日付けで、18年2月1日に遡<sup>そきゅう</sup>及して34万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人が保管する銀行預金通帳の記録及び雇用保険支給台帳全記録の離職時賃金日額から、申立人は、申立期間において、遡及訂正前の標準報酬月額（53万円）に見合う額の報酬を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人以外にも、15人の従業員について、申立人と同日付けで、申立人と同様に平成18年2月1日に遡及して標準報酬月額の減額訂正処理が行われている。

さらに、社会保険事務所が保管する滞納処分票により、平成19年1月当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成19年1月5日付けで行われた遡及訂正処理は事実在即したものと考<sup>え</sup>え難く、申立人について18年2月1日に遡及して標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和26年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月2日から同年9月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社B支店から同社C支店へ異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和29年にD業務資格を取得したとしていることから、E機関保管のD業務資格名簿を確認したところ、申立人が申立期間もA社B支店に継続して勤務していた旨記録されており、当該D業務資格名簿の記録及び複数の同僚の厚生年金保険被保険者記録から判断すると、申立人が、申立期間もA社に継続して勤務し(昭和26年9月1日にA社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和26年7月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散し、申立期間当時の事業主も連絡先不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

るを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成2年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月1日から同年9月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成2年2月から勤務しており、申立期間の厚生年金保険料の控除を確認できる給料支払明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給料支払明細書及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、平成2年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。しかし、同社に係る商業登記の記録から、同社は、申立期間においても法人格を有していることが確認できること、及び上記のとおり申立人が同社において厚生年金保険被保険者の資格を有していたと認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月1日から29年1月1日まで

過去の厚生年金保険被保険者期間について社会保険事務所(当時)で調査してもらったところ、A社に勤務していた期間について脱退手当金が支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金を請求した覚えも、受給した覚えも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間前の昭和24年2月1日から25年7月1日までの被保険者期間(17か月間)については、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が当該期間を失念するとは考え難い上、当該期間は申立期間と同一の記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上も不自然である。

また、申立人は昭和28年5月\*日に婚姻し、改姓していることから、脱退手当金の請求は婚姻後の姓で行われるべきところ、A社の払出簿及び厚生年金保険被保険者名簿の氏名はいずれも旧姓のまま変更処理されていない。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年11月7日から33年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和35年10月21日から36年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年11月7日から34年2月1日まで  
② 昭和35年10月21日から36年3月1日まで

私は、昭和32年7月21日から34年1月31日までの期間について、A社に勤務したが、社会保険事務所（当時）の記録では、同社の資格喪失日が32年11月7日となっているので、資格喪失日を34年2月1日に訂正してほしい。

また、昭和34年2月1日から36年2月28日までの期間は、B社に勤務したが、社会保険事務所の記録では、同社での資格喪失日が35年10月21日となっているので、資格喪失日を36年3月1日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和32年11月7日から33年5月31日までの期間において、A社で継続

して勤務していたことが認められる。

また、A社において、申立人と同質の業務に従事していた同僚は、「上記期間中、申立人の業務内容及び勤務形態に変化は無く、給与から保険料も継続して控除されていたと思う。」旨陳述している。

さらに、事業主が同一人の承継企業とみられるB社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和34年2月1日に資格を取得し、A社においても被保険者資格のある同僚10名は、いずれも同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった33年6月1日までは被保険者期間となっている上、申立人がこれら10名と取扱いが異なっていたとする特段の事情も見当たらない。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和32年11月7日から33年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和32年10月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しているため照会をすることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和33年6月1日から34年2月1日までの期間については、オンライン記録によると、A社は、33年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではない期間に当たる。

また、同僚からは、「A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和33年6月1日以降は、保険料は控除されていなかったように思う。」旨の陳述が得られた。

このほか、当該期間において、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、B社において昭和36年2月28日まで在職していたと申し立てているところ、同僚のうち一人は、「昭和36年2月末ごろに、社内において、申立人が来月（昭和36年3月）結婚する予定であることが話題になったことを今でも鮮明に記憶している。」旨を具体的に陳述してい

ることから判断すると、申立人が申立期間②も同社において継続して勤務していたものと認められる。

また、B社において、申立人と同質の業務に従事していた上記同僚は、「申立期間中も申立人の身分、業務内容及び勤務形態に変化は無く、保険料も継続して控除されていたと思う。」旨陳述している。

さらに、申立人は、「B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和34年2月1日には20名弱の従業員がいた。」と陳述しているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和34年2月1日に資格を取得している被保険者数は17名であることが確認でき、当時、同社に在籍していたほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたことがうかがわれる。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和35年9月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しているため照会することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年8月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年10月21日から同年12月1日まで  
② 昭和32年10月26日から33年3月1日まで  
③ 昭和33年8月1日から同年9月1日まで

私は、昭和31年2月1日にB社に入社し、35年10月31日まで継続して勤務した。

しかしながら、社会保険事務所(当時)の記録では申立期間①が厚生年金保険に未加入とされている。

また、昭和32年10月26日付けでB社の子会社であるA社に出向したが、同社における厚生年金保険の資格取得日が33年3月1日にされており申立期間②が厚生年金保険に未加入となっている。

さらに、昭和33年8月1日にB社に戻ったが、資格取得日が同年9月1日とされており、申立期間③が厚生年金保険の未加入期間とされている。

いずれの期間も給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人は、昭和33年8月1日にA社から出向元であるB社に復籍したと申し立てている。

一方、申立人は、「申立期間の前後にB社の従業員が数名退職したために同社に呼び戻された。」と陳述しているところ、B社に係る健康保険厚生年金保

険被保険者名簿によると、昭和 33 年 7 月に資格を喪失している者はみられず、同年 8 月 26 日付けで資格を喪失している者が 3 名、同年 8 月 31 日付けで資格を喪失している者が 1 名となっていることから、申立人の同社への復籍時期は同年 9 月 1 日であったと考えられるほか、同社の元事業主の妻の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において A 社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、B 社の元事業主の妻は、「申立人の B 社への異動日までは記憶していないが、勤務している者の給与からは保険料を控除していたので、被保険者資格の取得及び喪失の手続が遅れることはないと思う。」旨を陳述しており、上記のとおり、申立人が申立期間に A 社に継続して勤務していたことを踏まえると、申立人が A 社から B 社へ復籍した際の資格の取得及び喪失の手続において、両社間の連携不足等による事務過誤が生じていたことがうかがわれる。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 33 年 7 月の社会保険事務所の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が昭和 33 年 12 月 5 日に適用事業所ではなくなっているため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、申立人は、昭和 31 年 2 月 1 日に B 社に入社し、同社の子会社である A 社に 32 年 10 月 26 日付けで出向するまでの期間は B 社で継続して勤務していたと申し立てているところ、同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、B 社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、昭和 31 年 12 月 1 日であり、申立期間は、同社が適用事業所となる前の期間に当たる。なお、申立人は、オンライン記録では、同社と事業主が同一である C 社において同年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 10 月 21 日に資格を喪失していることが確認できることから、当時、B 社で勤務していた従業員は既に厚生年金保険の適用事業所となっていた C 社において被保険者資格を取得させていたことがうかがわれるものの、同社は申立人の資格喪失日である同年 10 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は同社も適用事業所ではなかった期間に当たる。

また、B社は昭和36年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主は既に亡くなっているため、当時の事情を明らかにする関連資料、周辺事情は得られなかった。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の同僚を抽出し調査したが、申立人の申立期間における保険料控除等について具体的な陳述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、昭和32年10月26日付けでA社に出向したと申し立てしているところ、同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和33年3月1日であり、申立期間は同社が適用事業所となる前の期間に当たる。

また、A社が適用事業所となった昭和33年3月1日付けで資格を取得している者が申立人を含め7名確認できるが、これら全員に申立期間②における加入記録は見当たらない。

さらに、A社は昭和33年12月5日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主は既に亡くなっているため、当時の事情を明らかにする関連資料、周辺事情は得られなかった。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同僚を抽出し調査したが、申立人の申立期間における保険料控除等について具体的な陳述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和42年2月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められることから、申立人のA社B支社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年2月から同年9月までの期間を2万2,000円、同年10月から42年1月までの期間を2万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年2月21日から42年2月21日まで

私は、昭和41年2月21日から42年2月20日まで、A社B支社において正社員の事務員として勤務していた。

厚生年金保険の記録を社会保険事務所へ照会したところ、資格喪失日が昭和41年2月21日とされており、申立期間についての加入記録が無いとの回答を得た。

当該期間についても厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の陳述が得られたことなどから、申立人が申立期間においてA社B支社に継続して勤務し、同社を昭和42年2月20日に退社したことが認められる。

一方、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人の資格喪失日は昭和41年2月21日と記載されているにもかかわらず、標準報酬月額欄には、いったん、当該資格喪失日より後の同年10月1日及び42年10月1日の定時決定の記録がなされ、二重線で取り消された記録が確認できる。

また、上記被保険者名簿によると、A社B支社における同僚は、被保険者資格の喪失に係る届出の進達日が、資格喪失日後1か月以内の日付で記録されて



いるところ、申立人には当該日付が記録されていない。

さらに、日本年金機構C事務センターは、「申立人の資格喪失日の受付日について、確認することができないが、名簿の記録から判断すると資格喪失日が遡<sup>そきゅう</sup>及訂正された可能性は否定できない。また、申立人の進達日の記載が無いことについては不明である。」旨回答している。これらの記録を前提とすると、申立人が昭和41年2月21日に資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和42年2月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年2月から同年9月までの期間については、申立人のA社B支社における同年1月の社会保険事務所の記録から2万2,000円、同年10月から42年1月までの期間については、同社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における41年10月1日の定時決定の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月31日から同年11月1日まで

私は、昭和38年4月にA社に入社し、42年7月31日に同社の事業主の指示により子会社であるB社C工場へ転籍したが、途中で退職しておらず、申立期間も同工場に勤務していた。

しかし、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険への加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間を厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、B社C工場のD職として勤務していたことが推認される。

なお、複数の同僚は、A社がB社C工場を設立したと陳述しているほか、オンライン記録及び商業登記簿の記録から判断すると、両事業所は関連会社であったことが推定される。

しかしながら、オンライン記録では、B社C工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間直後の昭和42年11月1日である。

一方、A社からB社C工場に転籍し、申立期間に空白期間が生じている複数の同僚及びA社の元事業主は、申立期間当時、B社C工場に勤務していた者の給与計算及び人事管理等については、申立人も含め、親会社であるA社において行っており、申立期間も給与から厚生年金保険料は継続して控除されていた

と陳述している。

なお、申立人は、昭和 42 年 7 月 31 日付けで B 社 C 工場へ異動したものの、その時点において、同事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていなかったことから、申立期間が空白期間となったものとみられるが、適用事業所となるまでの期間は、引き続き A 社で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人及び A 社の元事業主は、申立人が B 社 C 工場の E 職として転籍するに当たり、給料は昇級したとしていることから、申立人の B 社 C 工場における昭和 42 年 11 月の社会保険事務所の記録から、6 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社の元事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和22年7月30日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（C市）における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人のA社B支店（D市）における資格喪失日は、昭和23年9月14日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和23年7月は600円、同年8月は1,800円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年春ごろから22年2月1日まで  
② 昭和22年7月30日から同年8月1日まで  
③ 昭和23年7月1日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社のB支店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。

申立期間①については、昭和21年春ごろにC市内にあったA社B支店に入社した。

申立期間②は、C市内にあったA社B支店が閉鎖されD市内へ移転した時期であり、移転後の同社B支店に異動した。

申立期間③については、A社B支店が再び閉鎖されることになり、同社E支店に異動して、そこで同社B支店の残務整理を行った。しかし、同社E支店も閉鎖になるというので、在職中に次の就職先を決め、A社を退職した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社B支店（C市）及び同社B支店（D市）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、同僚の陳述及び申立人の申立内容から判断すると、申立人は申立期間もA社に継続して勤務し（昭和22年8月1日にA社B支店（C市）の閉鎖、移転に伴い、同社B支店（D市）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店（C市）における昭和22年6月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、A社B支店（C市）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社B支店（C市）は、昭和22年7月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではない。しかし、同日に同社B支店（C市）において被保険者資格を喪失した5人以上の従業員が、異動先の同社B支店（D市）が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和22年8月1日）に資格を取得していることが確認できることから、同社B支店（C市）は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③については、申立人の陳述内容及び同僚の被保険者記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和23年7月1日から同年9月13日までA社B支店（D市）に勤務していたことが認められるが、A社B支店（D市）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同年7月1日に資格を喪失している。

しかし、A社B支店（D市）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和22年8月1日に当該事業所において被保険者資格を取得していることが確認できるものの、資格喪失日の記載は無く、また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、当該事業所での被保険者記録は確認できない。さらに、同僚5人についても、申立人と同様に前述の被保険者名簿に資格取得日及び標準報酬月額の記載はあるものの、資格喪失日の記載が無い上、いずれの者に係る旧台帳を見ても、当該事業所での被保険者記録は確認できないことから、社会保険事務所における年金記録の管理が適切であったとは考え難い。

一方、A社B支店（D市）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同社B支店（D市）は、昭和23年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同僚9人について、同日以後の同年8月に標準報酬月額を改定している記録が確認でき、うち2人については、同年9

月 13 日に資格を喪失した旨の記録を同年 7 月 1 日にさかのぼって訂正されていることが確認できる。また、当該標準報酬月額の変定の記録から、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 23 年 7 月 1 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効と認められないことから、申立人の A 社 B 支店 (D 市) における資格喪失日は、同年 9 月 14 日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 支店 (D 市) における昭和 23 年 6 月の社会保険事務所の記録及び同支店の他の被保険者の記録から、同年 7 月は 600 円、同年 8 月は 1,800 円とすることが妥当である。

一方、申立期間③のうち、昭和 23 年 9 月 14 日から同年 11 月 1 日までの期間については、同僚から、申立人の当該期間に係る勤務実態についての陳述を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料はなく、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③のうち、昭和 23 年 9 月 14 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①については、申立人は、A 社 B 支店 (C 市) で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が同僚であったとする者は、「私は、昭和 21 年の夏又は秋ごろに入社したが、申立人は自分より後に入社してきた。」と陳述している。

また、前述の被保険者名簿において申立期間に被保険者であったことが確認できる元従業員に照会し 3 人から回答を得たが、そのうち 2 人は申立人を記憶しておらず、残る 1 人は申立人を記憶しているものの勤務期間までは記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務は確認できない。

さらに、A 社 B 支店 (C 市) に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社 B 支店 (C 市) が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 21 年 5 月 1 日であり、申立期間のうち、同日以前は適用事業所ではない上、同社は既に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の F 職等は既に死亡していることから、事業所等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することもできない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料はなく、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和25年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月21日から25年3月1日まで  
社会保険事務所(当時)に父の厚生年金保険の加入状況を照会したところ、C社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答をもらった。  
C社には、昭和17年に入社し、52年に定年退職するまで、申立期間も継続して勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び雇用保険の記録から判断して、申立人が申立期間もA社（申立期間当時、C社は、A社として活動）に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該異動日については、C社の再設立日である昭和25年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和24年8月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず

ないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和35年1月12日）及び資格取得日（昭和35年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月12日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社B支社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答をもらった。同社には、昭和33年6月から35年8月まで継続して、C業務従事者として勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同社において昭和33年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、35年1月12日に資格を喪失後、同年7月1日に同会において資格を再取得しており、同年1月から同年6月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、B支社から提出された申立人に係る人事関係資料及び複数の元同僚の陳述から、申立人が申立期間においても、同支社でC業務従事者として継続して勤務していたことが認められる。

また、B支社の現在の担当者は、「保管している人事関係資料からみて、申立人が申立期間に退職したり、職種及び部署の変更により被保険者資格を喪失したりするようなことはなかったものと思われる。なお、C業務従事者の場合、短時間のD職などでなければ、在職していればその間の給与から厚生年金保険

料を控除していたものと考えられる。」と陳述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を控除していた場合、社会保険事務所に納付していたはずであると陳述しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年1月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C工場における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和22年11月1日）及び資格取得日（昭和23年2月26日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年11月1日から23年2月26日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。しかし、申立期間は、同社C工場内のD部門で勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は、A社C工場において昭和21年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、22年11月1日に資格を喪失後、23年2月26日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、B社が保管する申立人に係る従業員名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社C工場で継続して勤務していたことが認められる。

また、前述の従業員名簿を見ても、申立期間に申立人の所属及び業務内容が変わったことをうかがわせる特段の事情は確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和22年11月から23年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和28年9月1日に、資格喪失日に係る記録を29年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月1日から29年5月1日まで

夫の厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間に、父と一緒に同社で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断して、申立人が申立期間にA社(昭和29年3月10日にB社に名称変更)に勤務していたことが推認できる。

また、申立人の妻は、申立期間当時、申立人の父と一緒にA社で勤務したとしているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の父は、申立期間を含む昭和28年9月1日から29年6月1日までの期間について被保険者記録が確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員二人は、「申立人は、申立期間当時、申立人の父と共に勤務していた。二人共に同じC業務に従事していた。」と陳述しているところ、申立期間に被保険者記録の有る別の元従業員二人は、「自身もC業務従事者であったが、入社時期から厚生年金保険に加入していた。申立期間当時、A社では、短期の臨時雇

用であっても、全員が厚生年金保険に加入していた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿において確認できる申立人と同職種のC業務従事者である同僚の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が昭和29年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため不明であるものの、前述の被保険者名簿において申立期間の健康保険整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることからは、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る28年9月から29年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和21年7月13日に、同社本店における資格喪失日に係る記録を28年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、21年7月から22年5月までは600円、27年7月から28年6月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年7月13日から22年6月1日まで  
② 昭和27年7月1日から28年7月1日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、両申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①は、同社D支店から同社C支店に異動した時期であり、また、申立期間②は、同社本店に勤務していた時期であって、ともに同社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人に係る職歴証明書、社員台帳の記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和21年7月13日にA社D支店から同社C支店に異動、28年7月1日に同社本店から同社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における

昭和 22 年 6 月の社会保険事務所の記録から 600 円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社本店における 27 年 6 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和29年11月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月26日から同年12月26日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間は、A社C事業所から同社B事業所に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書、雇用保険の記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し(昭和29年11月26日にA社C事業所から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和29年12月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和35年4月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年4月を1万8,000円、同年5月を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月27日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。私はA社に昭和24年1月に入社し43年に退職するまで継続して勤務したので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社提出の人事記録及び雇用保険の記録等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和35年4月27日にA社D支店から同社B支店へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D支店及び同社B支店における昭和35年3月及び同年6月の社会保険事務所の記録から、同年4月は1万8,000円、同年5月は2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りが有ったとしていることから、事業主が昭和35年6月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月及び同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和35年8月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月29日から同年9月1日まで

私は、昭和27年4月1日にA社に入社後、平成4年4月末まで同社に継続して勤務していた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、昭和35年8月29日から同年9月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

当時、A社D支店から同社C支店に転勤しただけであり、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録及びE社作成の職歴証明書等から判断すると、申立人が、申立期間を含めてA社に継続して勤務し（昭和35年8月29日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和35年9月の社会保険事務所の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 1 日から 44 年 6 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）の記録では、私がA社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。  
しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号\*番から\*番までの被保険者のうち、申立人と同一時期（おおむね3年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性4人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人だけである上、事業主は、「私は、昭和28年ごろから当事業所における各種事務手続を担当していたが、当時、脱退手当金制度のことは知らなかったため、従業員への説明等はしていなかった。」旨回答していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、申立期間に係る脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から23年4月28日まで  
② 昭和27年11月10日から33年9月12日まで  
社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社B支店及びC社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の間にある2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっている。しかしながら、申立人が当該期間を失念するとは考え難い上、未支給となっている2回のうち1回の被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、脱退手当金が支給されたとする額は法定支給額と118円相違しており、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、87万8,000円及び88万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月9日は87万8,000円、同年12月10日は88万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月9日  
② 平成16年12月10日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社(現在は、B社)から提出された賞与支払明細表及び源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に係る賞与から、平成16年7月9日は87万8,000円、同年12月10日は88万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年7月9日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、58万4,000円及び57万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月9日は58万4,000円、同年12月10日は57万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月9日  
② 平成16年12月10日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社(現在は、B社)から提出された賞与支払明細表及び源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に係る賞与から、平成16年7月9日は58万4,000円、同年12月10日は57万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年7月9日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、23万2,000円及び24万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月9日は23万2,000円、同年12月10日は24万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月9日  
② 平成16年12月10日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社(現在は、B社)から提出された賞与支払明細表及び源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に係る賞与から、平成16年7月9日は23万2,000円、同年12月10日は24万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年7月9日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、30万4,000円及び32万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月9日は30万4,000円、同年12月10日は32万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月9日  
② 平成16年12月10日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社(現在は、B社)から提出された賞与支払明細表及び源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に係る賞与から、平成16年7月9日は30万4,000円、同年12月10日は32万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年7月9日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、27万5,000円及び26万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月9日は27万5,000円、同年12月10日は26万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月9日  
② 平成16年12月10日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社(現在は、B社)から提出された賞与支払明細表及び源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に係る賞与から、平成16年7月9日は27万5,000円、同年12月10日は26万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年7月9日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、23万5,000円及び33万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月9日は23万5,000円、同年12月10日は33万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月9日  
② 平成16年12月10日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社(現在は、B社)から提出された賞与支払明細表及び源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に係る賞与から、平成16年7月9日は23万5,000円、同年12月10日は33万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年7月9日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から44年3月までの期間及び45年8月から47年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から44年3月まで  
② 昭和45年8月から47年3月まで  
③ 昭和47年4月から同年12月まで

昭和41年ごろに、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、その後、昭和46年9月に結婚するまでの間保険料を納付してくれていたと思うが、詳しいことは分からない(申立期間①及び②)。

私の昭和45年8月から47年3月までの納付記録は申請免除期間となっているが、当時、私は、免除されるような経済状態では無く、自身で免除申請手続をした覚えは無い上、46年9月に結婚した妻もその記憶は無いと言っている(申立期間②)。

妻が、結婚後の夫婦二人分の保険料を一緒に納付してくれていたと思うが、妻の結婚直後の昭和46年9月から47年3月までの期間の納付記録については、当初未納記録とされていたが、領収証書が見つかったことにより、納付済記録に訂正してもらった経緯がある(申立期間②及び③)。

申立期間①、②及び③について、納付記録が無く、未納又は申請免除とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和41年ごろに、申立人の母親がA市で国民年金の加入手続を行い、同年10月以降の国民年金保険料も母親が納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金の加入時期をみると、昭和44年6月7日にA市で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立内容と符合しない。

また、当該手帳記号番号の払出時点において、申立期間①のうち、昭和41

年10月から42年3月まで保険料は時効により納付することができず、同年4月から44年3月までの保険料については過年度納付が可能であるが、申立人は保険料の納付に関与しておらず、納付を担当していた母親は既に死亡していることから、当時の具体的な納付状況を確認できない。

さらに、申立人に係るA市の国民年金被保険者台帳の納付記録を見ると、申立期間①は未納と記録されていることが確認でき、オンライン記録と符合する。

申立期間②について、申立人は免除申請を行った記憶が無く、また、免除が認められるような経済状況ではなかったことから、申立期間のうち、昭和45年8月から46年8月までの保険料については母親が、同年9月から47年3月までの保険料については妻が、それぞれ納付していたと申し立てている。

しかし、申立人に係るA市の国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間②は、申請免除期間と記録されていることが確認でき、オンライン記録と符合する。

また、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、納付を担当していた母親は死亡していることから、当時の経済状況及び保険料の納付状況を確認できない。

さらに、申立人の妻は、昭和46年9月から47年3月までの期間の保険料をB市で納付していることが自身の所持する保険料領収証書から確認できるが、申立人については、A市からB市への転居（昭和46年9月）後に国民年金の住所変更手続きが行われず、B市が申立人の転入を確認したのが51年12月\*日であることが、同市の国民年金被保険者名簿から確認できることから、申立人の妻が申立人の同期間の国民年金保険料をB市で納付したとは考え難い。

申立期間③について、申立人は妻が保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の年金記録を見ると、申立期間③直後の昭和48年4月28日にB市で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、同年1月以降の保険料は同手帳記号番号により納付されていることが分かる。

また、昭和48年4月28日時点において、申立期間③の保険料は現年度納付が可能であるが、申立人の妻は、同年1月から同年3月までの期間の保険料（納期限は昭和48年4月末日）と併せて、申立期間③の保険料を一括納付した記憶が無く、当時の納付状況を確認できない。

さらに、同時点において過年度納付が可能であった昭和46年1月から47年3月までの期間の保険料を納付せずに、先に申立期間③の保険料を納付したと考えることも不自然である。

このほか、申立人の母親又は妻が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から56年12月まで

私は、A市で自宅を新築後の昭和54年ごろ、友人の勧めで、A市役所B支所で国民年金に任意加入し、毎月同支所で保険料を納付していた。

しかし、当時、私たち夫婦は、住宅購入のローンをかかえ、経済的に余裕が無く、保険料が滞ったが、生活に余裕ができれば、また、保険料を納付するつもりだった。

私が保険料を納付した期間は半年ぐらいの期間だったが、将来自身の小遣いになると喜んだことを覚えている。保険料の納付方法については、納付書又は国民年金手帳に検認印を押してもらったか記憶は定かではないが、毎月A市役所B支所に行って、私が9,000円ぐらいの保険料を納付した記憶がある。

私は申立期間のころ、A市役所B支所で国民年金に加入して保険料を納めていた記憶があるので、私の記録を再度調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年ごろにA市役所B支所で国民年金の任意加入手続きを行い、加入月から半年ぐらい保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、昭和55年5月1日にA市で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立内容と符合している。しかし、同手帳記号番号払出簿の摘要欄に「資格取消」の記載があり、加入手続き後に、保険料納付が無かったことから、資格を取り消されたものと推認される。

また、申立人はA市役所B支所で、半年程度の期間、保険料を納付したと陳述しているが、具体的な納付方法、納付時期及び納付期間等について記憶して

おらず、納付金額についても申立期間当時の月額保険料は2,730円から4,500円であり、大きくかい離している。

さらに、申立人は、平成11年12月にA市役所B支所において、自身の年金記録について調査を依頼しているが、当時対応した同支所職員の在籍は確認できるものの、具体的な対応状況について確認できなかった。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び42年4月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和42年4月から44年3月まで

私は、昭和36年当時、住み込みをしていた事業所の店主から国民年金の加入勧奨があり、店主と一緒に私の国民年金加入手続をし、その後38年に結婚するころ、店主に預けていた年金手帳を受け取った際に、店主が申立期間①の保険料を同時期に一括して納付してくれたと思うが、納付状況等の詳細はわからない（申立期間①）。

私は、同居していた義母が、昭和44年ごろ義母自身の保険料をさかのぼって納付した際に、私の保険料について相談したところ、A市役所の集金人から「保険料に2年から3年の未納があります。」と説明を受けた記憶があり、同年12月以降に申立期間②の保険料をさかのぼって集金人に納付したと思うがはっきりせず、納付書及び領収証書を受け取った記憶は無い（申立期間②）。

私は、申立期間①及び②について、納付記録が無く、未納と記録されていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和36年ごろに、住み込みで勤務していた事業所の店主が国民年金の加入手続を行い、38年ごろに36年4月以降の国民年金保険料を一括納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、昭和36年6月28日にB市C区で申立人の勤務していた事業所の店主と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、申立内容と符合している。



しかし、申立人の所持する国民年金手帳（昭和 38 年 1 月 26 日再発行）の印紙検認記録を見ると、申立期間①直後の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの保険料を同年 2 月 15 日に一括納付していることが確認できることを踏まえると、申立人の記憶はこの時のものであると考えるのが自然である。

また、申立人が紛失した最初の国民年金手帳により、申立人の勤務していた事業所の店主が申立期間①の保険料を現年度納付した可能性及び昭和 38 年 2 月に過年度納付した可能性についてみると、店主は既に死亡していることから、当時の保険料の納付方法、納付場所及び納付金額等を確認できない上、店主自身も申立期間①の保険料は未納の記録となっていることが分かる。

申立期間②について、申立人は、申立人の義母が昭和 44 年ごろに国民年金に加入し、保険料 24 か月分を一括納付したことを契機に A 市で保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の義母の国民年金の加入時期をみると、昭和 44 年 9 月 1 日に A 市で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、また、申立人が所持する国民年金手帳（昭和 38 年 1 月 26 日再発行）を見ると、申立人が同年 12 月 1 日に B 市 C 区から A 市に住所変更していることが確認できる。

したがって、申立人は、昭和 44 年 12 月から 45 年 4 月までの期間中に申立期間②の保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は、この期間当時、過年度保険料を徴収する取扱いではなかった A 市の集金人に納付したと陳述している。

また、申立人は、過年度保険料の納付書の入手方法及び領収証書等を受け取った記憶は無く、納付金額は不明であるとしており、当時の具体的な納付状況を確認することはできない。

さらに、申立人に係る旧姓を含む複数の氏名別読みによる検索をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間②の保険料を過年度納付したことを示す資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から38年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から38年9月まで

私は昭和35年5月ごろに実家のあったA市を出て、実姉の嫁ぎ先であるB市に転居したが、36年ごろ、実家の父親が私の国民年金の加入手続きをしてくれたと思う。

国民年金加入後は、父親が私と実兄の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

私は、申立期間の保険料の納付を父親に任せていたため、納付時期及び納付金額など詳しいことは分からないが、父親が納付してくれたと思うので、納付記録をもう一度よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろに、父親がA市で国民年金の加入手続きを行い、申立人の国民年金資格の取得月である同年8月以降の国民年金保険料も父親が納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金の加入時期をみると、昭和36年4月に、当時居住していたB市で国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが確認でき、申立内容と符合しない。また、同年4月に払い出された同手帳記号番号は400件以上あり、このうち後に、取消・無効となっている者が多数確認できることから、同手帳記号番号の払出しは、B市による職権適用によるものである可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の父親が、申立人と共に保険料を納付していたとする申立人の実兄の年金記録を見ると、昭和36年1月にA市で国民年金に加入し、同年4月から保険料納付を開始していることが確認できる。

これらの状況から、申立人の父親は、昭和36年1月に申立人の実兄の国民

年金加入手続きを行い、申立人については同年8月時点で既にB市に居住していたことから、加入手続きを行わなかったものとするのが自然であり、申立人の実兄についてのみA市で国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

加えて、申立人がB市において、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、昭和39年5月にB市からC市に転出し、40年5月に同市において国民年金の加入手続きを行い、新たな国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが確認でき、後日、B市で払い出された手帳記号番号については無効の処理が行われている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとする認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から42年3月まで

私は、会社を退職した昭和41年6月の翌月にA市で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。私は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料について、集金に来てくれた自治会の役員さんに納付していたと思う。

私は、納期限の過ぎた過去の年度の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いが、かなり前のことで忘れているかもしれない、そのように断言することはできない。

私は納付しなければならない保険料はすべて納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和41年7月に加入手続を行い、同年7月以降の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、昭和42年8月30日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、加入時期については申立内容と符合しない。また、申立人は、同手帳記号番号の払出時点において、申立期間の保険料を現年度納付することはできないが過年度納付は可能であったことが分かる。

しかし、申立人に係るオンライン記録を見ると、昭和32年9月から申立期間直前の41年6月までの厚生年金保険被保険者期間について、平成7年12月1日に記録統合がなされたことが確認でき、また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、同期間は国民年金の強制加入期間と記録されていることから、申立人がA市で国民年金の加入手続を行った際に、自身の厚生年金保険被保険者期間を伝えなかったものと推定できる。したがって、同市から

進達を受けたB社会保険事務所(当時)が昭和41年7月から42年3月までの期間に係る過年度保険料の納付書を作成したとは考え難い。

さらに、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿の納付記録を見ると、申立期間は未納と記録されていることが確認でき、オンライン記録と符合する。

加えて、申立人は、申立期間の保険料を過年度納付した際の状況を記憶しておらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認める事はできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から42年3月まで

私の夫は、会社を退職した昭和41年6月の翌月にA市で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。私の夫は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料について、集金に来てくれた自治会の役員に納付していたと思う。

私の夫は、納期限の過ぎた過去の年度の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと言っているが、かなり前のことで忘れているかもしれない、そのように断言することはできない。

納付しなければならない保険料は、私の夫がすべて納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和41年7月に加入手続を行い、同年7月以降の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、昭和42年8月30日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、加入時期については申立内容と符合しない。また、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間の保険料を現年度納付することはできないが過年度納付は可能であったことが分かる。

しかし、申立人の保険料納付を担当していた夫に係るオンライン記録を見ると、昭和32年9月から申立期間直前の41年6月までの厚生年金保険被保険者期間について、平成7年12月1日に記録統合がなされたことが確認でき、また、申立人の夫に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、同期間は国民年金の強制加入期間と記録されていることから、申立人の夫がA市で国民年金の

加入手続を行った際に、自身の厚生年金保険被保険者期間を伝えなかったものと推定できる。したがって、同市の進達を受けたB社会保険事務所（当時）が昭和41年7月から42年3月までの期間に係る過年度保険料の納付書を作成したとは考え難い。

さらに、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿の納付記録を見ると、申立期間は未納と記録されていることが確認でき、オンライン記録と符合する。

加えて、納付日の確認できる昭和46年4月以降の申立人夫婦の納付記録を見ると、夫婦同一日に納付されていることが確認でき、申立内容と符合している。

また、申立人は保険料の納付に関与していない上、申立人の夫は、申立期間の保険料を過年度納付した際の状況を記憶しておらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認める事はできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間及び41年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで  
② 昭和38年4月から39年3月まで  
③ 昭和41年4月から同年8月まで

私は、昭和36年ごろにA市B区役所の人から自宅を来訪し、国民年金に加入するよう勧められたことから、区役所で国民年金の加入手続を行った。

加入当初に保険料を納めたというはっきりした記憶は無いが、せつかく手続をしたのだから、全く保険料を納めなかったということは無いと思う。

私の所持している国民年金手帳を見ると、昭和36年度及び37年度について、昭和38年5月の検認印が割印され、台紙が破り取られている。私は転居を契機に同年5月に区役所に行き、過去の未納保険料をまとめて納付した記憶があるので、この割印がこの期間の保険料を納付したことを示す証拠だと思っている。

また、昭和41年3月ごろ、結婚前の準備のつもりで、未納となっている保険料をまとめて納付した。納付済みとなっている昭和39年度及び40年度の保険料をこの時納付したと思うが、同時に38年度の保険料も納付しているのではないかと思う。

昭和41年9月からは勤めていた会社が厚生年金保険適用事業所となったので自身も厚生年金保険の加入員となったが、それまでの未納期間について、せつかく結婚の準備としてまとめて納付した後なのだから、その後の期間も納付していると思う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和38年5月ごろに国民年金保険料を一括納付したと申し立てている。そこで申立人の所持する国民年金手帳（昭和



36年7月31日発行)の昭和36年度及び37年度の印紙検認記録欄を見ると、検認の押印が無く、右側の国民年金印紙検認台紙が切り離されていることが確認できる。

申立人は、印紙検認記録欄と国民年金印紙検認台紙との間に、「昭和38年5月C区」と推定できる検認による割印があることをもって、昭和36年度及び37年度の保険料が納付された証拠であると主張しているが、国民年金手帳の印紙検認台紙については、当該年度の保険料が現年度保険料の納付期限を越えているものについて、納付の有無にかかわらず割印を押してこれを切り離す取扱いとなっており、この割印をもって、申立人が当該年度の保険料を納付したことを示す根拠とはならない。

また、申立人は転居を契機に昭和38年5月に未納期間の保険料を一括納付したと陳述しているが、納付場所及び納付金額等についての記憶は定かではなく、納付状況を把握できない。

さらに、申立人が区役所の国民年金係で住所変更手続を行ったのは昭和38年6月25日であることが、申立人の所持する国民年金手帳から確認でき、陳述と符合しない。

申立期間②について、申立人は結婚前の昭和41年3月ごろに、過去の未納期間の保険料をまとめて納付したと申し立てている。申立人の所持する年金手帳を見ると、昭和40年度の保険料を昭和41年3月10日にまとめて納付していることが確認でき、昭和39年度の保険料については、手帳に検認の押印は無いもののオンライン記録上納付済みとなっていることから、過年度納付したものと推定できる。

しかし、申立人がまとめて保険料を納付したとする昭和41年3月の時点において、申立期間②のうち、38年4月から同年12月までの保険料は時効により制度上納付することができないことから、申立人は39年4月以降の未納保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

申立期間③について申立人は、昭和41年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで継続して保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の所持する年金手帳には昭和41年度分の印紙検認記録欄は無く、仮に、同年度の保険料を現年度納付していたとすれば、新たな国民年金手帳への切替手続が必要となるが、申立人は切替手続を行った記憶も新たな国民年金手帳により印紙検認された記憶も無いと陳述している。

また、申立期間当時、A市C区においては3か月単位の保険料納付であることから、昭和41年9月のみが納付されないという状況も不自然である。

このほか、申立期間①、②及び③の保険料が納付されていたこと示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から平成8年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から55年3月まで  
② 昭和55年4月から56年3月まで  
③ 昭和56年4月から57年3月まで  
④ 昭和57年4月から58年3月まで  
⑤ 昭和58年4月から平成8年6月まで

昭和41年6月ごろ、母親がA市B区で私の国民年金の加入手続きしてくれたと思う。その後、同年12月及び42年1月の保険料について、いつの時期か定かではないが、母親が納付してくれていたと思う。

私は、昭和47年6月の結婚に伴ってC市に転居し、しばらく経った48年ごろ、同市役所で国民年金の加入手続きをしたと思う。

私は、昭和48年4月以降の保険料について、毎月、C市役所、金融機関及び自宅に来る集金人に保険料を納付していたと思う（申立期間①）。

私は、昭和55年ごろにD市に転居し、同市に住んでいる間の保険料について、毎月、同市役所、金融機関及び自宅に来る集金人に保険料を納付していたと思う（申立期間②、③、④及び⑤）。

申立期間②及び④について、記録上、免除期間になっているが、私は、免除申請の手続きをした記憶が無く、当該期間については保険料を納付していたと思う。

その後、私は長男が小学校6年生の昭和60年ごろから5年ほどの間、D市で免除申請手続きを行い、保険料の納付が免除されていたと思っていた。ただ、5年ほどの間の免除申請手続きについては、毎年ではなく生活に余裕ができた時期は、いつの時期か定かではないが、保険料を納付した時期もあったと思う。

私は、次男が4年生の平成元年ごろにE市に転居し、8年7月ごろに就職

するまでの保険料については、どのように納付したかはあまり覚えていない（申立期間⑤）。

申立期間について、証明するものは無いが、納付記録をもう一度よく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和48年ごろにC市役所で国民年金の加入手続きを行い、同年4月以降、同市の集金人又は金融機関を通じ国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、昭和41年6月1日にA市B区で国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、同年12月及び42年1月の国民年金保険料を現年度納付した後、同年3月10日に被保険者資格を喪失していることが特殊台帳から確認できる。したがって、同手帳記号番号により、申立期間①の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金の再加入時期をみると、昭和55年3月1日にD市で別の国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるものの、C市において申立人の手帳記号番号が払い出された事実を確認できない。

さらに、国民年金の再加入時点において、申立期間①のうち、昭和48年4月から52年12月までの期間の保険料は時効により制度上納付することができず、53年1月から54年3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は過去の未納保険料をまとめ払いした記憶が無いと陳述している。

加えて、申立人は、申立期間①のうち、昭和54年4月から55年3月までの保険料をD市で現年度納付することが可能であったが、保険料を納付していたことを示す資料は無く、納付をうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②及び④について、申立人は、D市で国民年金保険料の免除申請を行った記憶が無いことから、保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人に係るE市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間②（昭和55年度）及び申立期間④（昭和57年度）は申請免除期間と記録されていることが確認でき、オンライン記録と符合している。

また、申立人はD市で免除を行った記憶が無いと陳述しているが、昭和60年ごろから平成元年ごろまでに複数回免除申請を行った記憶があるとも陳述していることから、申立人の記憶は昭和55年度及び57年度の免除申請のことであると考えるのが自然である。

さらに、申立人の夫の納付記録を見ると、申立期間②は申立人と同様に申請免除期間となっていることから、申立人又はその夫が夫婦二人分の免除申請手続を行ったと考えるのが自然である。

申立期間③について、申立人は、D市で国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人に係るD市の収滞納一覧及びE市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間③のうち、昭和56年4月から57年3月までの期間は未納と記録されていることが確認でき、オンライン記録と符合している。

申立期間⑤について、申立人に係るD市の収滞納一覧を見ると、申立期間⑤のうち、昭和58年4月から平成元年3月までの期間は「所在不明」により未納と記録されていることが確認できる。同市は、「当時、国民年金保険料の納付書を自宅宛てに2回郵送して送達されない場合、所在不明扱いとしていた。」と説明していることから、申立人が同市で住所変更手続をすることなく転居したため納付書が送達されず、未納となった可能性が高い。このことは、申立人が所持している国民年金手帳の住所記載欄に変更後の住所の記載が無いことと符合する。

また、申立人は、昭和60年ごろから平成元年ごろまでに複数回免除申請を行った記憶があると陳述しているが、申立人が当時居住していたとするD市において保険料の免除申請が行われたことを示す資料は無く、当該期間について免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人に係るE市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人がE市に転入した平成元年2月からF市に転出した5年12月までの期間は未納と記録されていることが確認でき、オンライン記録と符合している上、同名簿には「不在・不在取消」の記録があり、名簿作成日が元年7月10日であることが確認できる。これらの状況から、申立人は、同年2月にE市に住民票を移したが、同市国民年金担当課で住所変更手続を行っていなかったものと推認でき、同年7月に申立人の所在が確認されたことから、申立人に係る被保険者名簿が作成されたと考えるのが自然である。このことは、申立人が所持している国民年金手帳の住所記載欄にE市における住所の記載が無いこと、及びオンライン記録上もE市に再転入した6年3月以降にD市からE市への住所変更履歴が追記された記録があることと符合する。

加えて、申立人に係るE市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人がF市に転入した平成5年12月から再度E市に転出した6年3月までの期間は未納と記録されていることが確認でき、オンライン記録と符合している。

このほか、申立人がC市、D市、E市及びF市において、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から48年3月まで

私は、昭和38年7月ごろ、母の勧めで国民年金に加入した。当時、私は母の事務所を手伝っており、事務所に来ていた市の集金人を通して、母が加入手続をし、母の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納めてくれた。

昭和45年3月に結婚した後は、母が妻の加入手続及び保険料納付も行っていった。領収書等の整理、家計簿の記録は妻が行っていたが、昭和59年に家を新築して引っ越した際に処分してしまったため証明することはできない。

必ず納めているので、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年7月ごろ、申立人の母親が国民年金の加入手続をし、保険料を市の集金人に納めていた。また、結婚後の、申立人の妻の国民年金の加入手続及び保険料納付も申立人の母親が行っていたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金の加入手続時期をみると、昭和47年9月30日に申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿より確認でき、38年7月ごろ加入手続をしたとする申立人の陳述と符合しない。また、手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、同年7月から44年12月までの保険料は、時効の成立により、制度上納付することはできない上、45年1月から47年3月までの保険料は、基本的に市の集金人が取り扱うことができない過年度保険料であり、申立人の母親が、市の集金人に納付していたとする申立人の陳述と符合しない。

また、申立人夫婦の納付記録を見ると、特殊台帳及びオンライン記録から、

申立期間に続く昭和48年4月から49年3月までの保険料は申請免除となっているとともに、同年4月からの保険料が納付済みとなっていることが確認できることから、申立人夫婦の保険料納付はこの時期から始まったと考えるのが相当であり、婚姻した45年3月から母親が申立人夫婦の保険料を納付していたとする申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立人夫婦は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人夫婦の保険料を納付していたとする申立人の母親は既に亡くなっており、当時の事情を確認することはできない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したがその形跡は見当たらず、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から48年3月まで

私は、2社の会社勤めの後、昭和45年3月に結婚し、国民年金に加入した。夫の母親が営む事務所に来ていた市の集金人を通して夫の母親が加入手続をし、夫婦二人分の保険料を一緒に納めてくれていた。

領収書及び家計簿は、私が管理し記録していたが、昭和59年に家を新築し、引っ越した際に処分してしまい残っていないが、必ず納めているので未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年3月に結婚した後、夫の母親が国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の保険料を集金人に納めていたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金の加入手続時期をみると、昭和47年9月30日に申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿より確認できるところ、手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、45年3月から47年3月までの保険料は、基本的に市の集金人が取り扱うことができない過年度保険料であり、夫の母親が市の集金人に納付していたとする申立人の陳述と符合しない。

また、申立人夫婦の納付記録を見ると、特殊台帳及びオンライン記録から、申立期間に続く昭和48年4月から49年3月までの保険料は申請免除となっており、同年4月からの保険料が納付済みとなっていることが確認できることから、申立人夫婦の保険料納付はこの時期から始まったと考えるのが相当であり、婚姻した45年3月から夫の母親が申立人夫婦の保険料を納付していたとする申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立人夫婦は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与して

おらず、夫婦二人分の保険料を納付していたとする夫の母親は既に亡くなっており、当時の事情を確認することはできない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したがその形跡は見当たらず、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年5月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年5月  
② 昭和57年9月

私は、昭和46年11月の結婚後、加入時期は定かでないが元夫と一緒に国民年金に加入した。保険料は私が夫婦二人分を納付してきた。

社会保険事務所(当時)の記録では、申立期間は申請免除となっているが、免除申請手続をしたことは無く、元夫の申立期間の保険料は、納付済みであるのに私の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、免除申請手続をしたことは無く、夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の保険料の納付状況をみると、市の被保険者名簿及び特殊台帳の記録から、申立期間を含む昭和57年4月から59年7月までの期間について、申請免除されていることが確認できるところ、市の被保険者名簿の備考欄には、「59.7.24 来庁有 申 やめて 59年8月から納付してゆく」と記載され、同年8月から保険料が現年度納付されていることが確認できる。

また、オンライン記録から申立期間を除く昭和57年4月、同年6月から同年8月までの期間及び同年10月から59年7月までの期間の保険料を平成4年4月から6年7月にかけて、追納期限内に納付されていることが確認できるが、申立期間の昭和57年5月及び同年9月の保険料については、それぞれ平成4年6月8日及び同年10月12日に納付したものの、どちらの保険料も納付期限を経過していたために、同年12月に還付処理が行われ、申立人の代理人「A氏」の銀行口座へ振り込まれていることが確認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 4316

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から同年9月まで  
私が昭和39年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、父が当時住んでいたA市で、私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚する同年10月まで、父と母の保険料とともに私の保険料を集金人に納付していた。父は生前、「お前の分も一緒に保険料を納めている。」と言っていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続きを行い、申立人が結婚するまでの間、集金人に保険料を納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続き時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和41年6月に夫婦連番でB市において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、39年1月に申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続きを行ったとする陳述と符合しない。

また、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、昭和39年1月から同年3月までの保険料は、時効の成立により制度上納付することができず、同年4月から同年9月までの保険料は、過年度納付を行うことが可能であるものの、過年度保険料は、基本的に集金人が取り扱うことができないことから、申立人が同年11月に結婚するまでは、申立人の父親が夫婦二人分の保険料とともに申立人の保険料を集金人に納付していたとする陳述と符合しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 4317

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から49年3月まで

昭和45年12月ごろに、母親から国民年金を始めたと言われた。当時はA事業所という個人の会社でアルバイトをしており、毎月、母親に給料を渡していた。国民年金保険料については、母親任せにしていたので、どのような方法で納付していたかは分からない。

しかし、母親が確かに保険料を納めてくれていたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年12月から、母親が国民年金保険料を納付したとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が加入手続を行った時点は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入者に係る被保険者資格の取得日から、50年4月から同年5月までの期間であることが推認できる。この場合、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間となり、45年12月から保険料を納付したとする申立内容と一致しない上、申立人自身は申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、納付していたとするその母親から当時のことについて聴取することができず、納付をめぐる状況は不明である。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から47年3月までの期間及び48年1月から50年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年9月から47年3月まで  
② 昭和48年1月から50年12月まで

年を取ったときに年金がもらえるからと言って、母親が私の保険料を納付してくれていた。そして、昭和53年に結婚した時、これからは自分で保険料を納付するようと言われたのを覚えている。当時、実家は商売をしており、母親がお金の管理をしていたので、未納無く保険料を納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることには納得できない。

未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻するまでの国民年金保険料については、その母親が現年度納付していたと主張しているが、申立人に係る特殊台帳によると、申立期間②の直後であり、かつ申立人の婚姻前の期間である昭和51年1月から53年3月までの保険料については、婚姻後の同年12月に過年度納付されていることが確認でき、申立内容とは一致しない。

また、申立期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は亡くなっている上、申立人自身は直接関与していないため、当該期間に係る加入状況及び納付状況が不明である。

さらに、申立期間の当時、申立人と同居していたとする申立人の兄（昭和19年\*月生まれ）及びその妻に係る特殊台帳によると、両者についても申立期間①のすべて及び②の大部分は未納期間であることが確認できる。

加えて、申立期間①及び②は延べ79か月間と長期間であり、これほど長期間にわたり事務処理の誤りが継続されたとは考え難い上、申立人が当該期間の

国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から51年3月まで

父親の仕事を手伝っていたので、昭和41年11月ごろに、父親が私の国民年金の加入手続を行ったはずである。それ以降、私が昭和51年5月に結婚するまでの保険料については、父親が自分自身と姉（一つ上の姉）の保険料と一緒に納付した。

また、姉が会社を辞めてすぐに、父親は姉の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたことを覚えている。父親が、私の保険料だけ未納にしたとは考え難いので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年11月に、その父親が加入手続を行い、それ以降、父親が、父親自身、申立人及びその姉の国民年金保険料を一緒に納付したとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、51年10月にその妻と同一日に払い出されていることが確認でき、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立人の父親及び姉のオンライン記録によると、申立期間のうち、昭和43年3月以前の期間については、いずれも保険料の免除期間である上、同年4月以降の期間について、父親は60歳に到達する47年\*月まで、姉は婚姻する48年3月まで未納期間であり、これ以降の申立期間については、いずれも未加入期間であることが確認でき、申立内容と一致しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払

出簿の内容をすべて確認したところ、申立人と同姓同名の被保険者に対して、上記とは別の国民年金手帳記号番号が昭和40年4月に払い出されていることが確認できたものの、オンライン記録によると、当該手帳記号番号に係る納付記録は無い上、国民年金手帳記号番号払出簿では、当該手帳記号番号は取消処理されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から59年3月まで

私は、国民年金制度ができた時に、国民年金に加入した。以降、60歳になるまで定期的に保険料の納付を継続した。また当時、私には、体調の悪い子供がいたので、その子供が年金を受けるまで、私が働いて生活を支援した。

ねんきん特別便が来たので、調べたところ、私には1年間の未納期間があることが分かった。60歳まで継続して保険料を納付し、1年間だけ中断した覚えは無いので、未納とされている年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した以降、60歳に到達するまで、定期的に保険料を納付していたと主張しているが、申立人の特殊台帳及びオンライン記録によると、i) 申立期間直前の昭和57年7月から58年3月までの期間(9か月)の保険料は、当該期間の保険料納付に係る時効直前である59年12月にまとめて過年度納付されていること、ii) 申立期間直後の同年4月から60年3月までの期間(12か月)は、保険料の免除期間であること、iii) 同年4月から62年10月までの期間(31か月)は、保険料の法定免除期間であることが確認できることから、申立期間を含む57年7月以降、申立人が60歳に到達する前月の62年\*月までの5年4か月間においては、現年度納付が行われていた記録は確認できず、申立内容とは一致しない上、申立期間前後における上記の納付状況を踏まえると、57年7月以降、申立期間の12か月の保険料のみが現年度納付がなされたとするのは不自然である。

さらに、申立期間の保険料については、申立人が昭和59年12月に行った申立期間の直前の9か月間に係る保険料の過年度納付の機会に、また、60年7月末日までに過年度納付することは可能であったものの、上記のとおり、申立



期間の直後に保険料の免除期間及び法定免除期間（合計 43 か月）が確認できることを踏まえると、申立期間については、何らか事情の介在により、保険料を過年度納付することが困難な状況であったとするのが自然である上、ほかに申立人が当該期間について国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年6月から61年3月まで  
② 昭和61年4月から63年6月まで

私は、昭和56年6月に会社を退職した後、A市B出張所において、国民年金に加入することを申し出たが、既に25年間保険料が納付済みであることを理由に加入を拒否された。その後、数年間は加入をあきらめていたが、63年ごろ、社会保険事務所（当時）から加入手続の書類が送られてきたので、おそらく同市B出張所で加入手続を行うとともに、銀行で口座振替の手続を行った上、納付金額及び納付場所は覚えていないが、2年分ほどさかのぼって保険料を一括納付した。

その半年から1年後、残りの未納期間についても社会保険事務所から納付の督促が来たので、正確な納付期間及び納付金額は覚えていないが、社会保険事務所で前回の一括納付よりもさらに前の未納期間について保険料を納付した。その際、領収書を要求したが、間違いなく記録しておくからと言われて発行してもらえなかった。今思うと、職員にだまされたと思えない。

以上の2回の一括納付によって未納期間はなくなったはずであり、申立期間が未納とされていることは納得ができないので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年ごろに国民年金の加入手続を行うとともに、約2年間の保険料をさかのぼって一括納付した上、その後、残りの保険料を納付していない期間についても保険料を一括納付したと主張しているが、オンライン記録によると、申立人が加入手続を行った時点は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている第3号被保険者について事務処理が

行われた時期等から、平成元年7月ごろと推認され、この時点において、申立期間①及び②の大部分は時効により保険料を納付できない期間となる上、昭和63年ごろに加入手続を行ったとする申立内容と一致しない。

また、A市の被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、強制加入の被保険者として昭和61年4月1日に資格を取得し、申立期間①については未加入期間とされていることが確認でき、制度上、未加入期間の保険料をさかのぼって過年度納付することはできないことから、当該期間について過年度納付されたとは考え難い。

さらに、過年度納付を行ったとする対象期間及び納付金額についての申立人の記憶は曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から51年3月まで

夫婦二人共に国民年金には加入していなかったが、昭和50年ごろ、父親に「今なら資格取得時までさかのぼって納めることができる。」と言われたので、私が区役所に行き、夫婦二人分の加入手続を行ったように思う。

申立期間の保険料についても、私が夫婦二人分を一緒に一括して納付したはずである。当時は夫の仕事も順調で、10年以上の保険料も納めることは可能であった。納めた場所及び金額についてはよく覚えていないが、申立期間の保険料について、夫は納付済みとなっていて、私だけ未納と記録されているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年ごろ、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料についても、夫婦二人分をさかのぼって一括して納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和51年12月に払い出されている一方、その夫の手帳記号番号は、53年9月に払い出されており、申立内容と符合せず、また、申立人の手帳記号番号の払出時期は特例納付実施時期ではない。

また、申立人の夫の特殊台帳を見ると、昭和53年8月1日に36年4月から50年12月までの期間の国民年金保険料を特例納付し、51年1月から53年3月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できる。

この点について、国民年金手帳記号番号の払出時点において、夫は既に42歳に達しており、年金受給権確保のために特例納付及び過年度納付が必要であった一方、申立人は、この時点において、60歳到達まで国民年金保険料を完

納することにより、年金受給権を確保できる状況にあったことから、特例納付等により保険料をさかのぼって納付する必要は無く、特殊台帳を見ても、申立期間について特例納付等を行った記録は確認できない。

さらに、A市B区役所保存の国民年金被保険者名簿を見ても、申立期間に係る納付事跡は認められない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、夫と共に特例納付等を行ったとする場所及び金額に係る申立人の記憶は曖昧であり、申立人が申立期間の国民年金保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から49年12月まで

昭和41年8月に勤務先を退職して、父の経営する会社に勤めた際、当時同居していた母が、国民年金に加入したと言ったことを覚えている。

国民年金の加入手続及び保険料納付については、母に任せており、私は関与していない。

申立期間の両親の保険料は二人共に納付済みとされているにもかかわらず私の分のみ未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先を退職し、昭和41年8月に、母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料についても、母が納付してくれていたはずであると申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和52年3月10日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間の国民年金保険料は、制度上納付することはできない。

また、申立人が所持する領収証書を見ると、申立期間直後の昭和50年1月から52年3月までの国民年金保険料について、同年10月19日に過年度納付していることが確認でき、この時点において、さかのぼって納付が可能な期間の保険料を納付したものの、申立期間の保険料は、時効により納付することができなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索など行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわ

せる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立期間は101か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金の保険料収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人は申立期間の国民年金保険料納付に関与しておらず、納付を担っていたとする申立人の母は入院中のため、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年5月までの期間及び39年10月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年5月まで  
② 昭和39年10月から41年3月まで

会社退職後の昭和37年4月ごろにA区役所で、自分で国民年金の加入手続を行い、その後、定期的に同区役所又は銀行の窓口で保険料を納付していたと思う。

申立期間の保険料についても、納付書に現金を添えて、A区役所又は銀行で納付したと思う。その際の納付書は、縦8cmから10cmぐらい、横15cmから20cmぐらいの長方形だったことを記憶している。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の昭和37年4月ごろにA区役所で国民年金の加入手続を行い、定期的に同区役所又は銀行の窓口で国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市A区において、昭和41年7月25日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間①の国民年金保険料は、制度上、納付することができない。

また、申立期間②の国民年金保険料については、過年度納付することは可能であるものの、申立人は定期的に保険料を納付したとしており、まとめて納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査や氏名



の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立期間は、合わせて 32 か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金の保険料収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料納付めぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から44年7月までの期間及び同年10月から55年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年6月から44年7月まで  
② 昭和44年10月から55年1月まで

国民年金への加入については、自分では全く覚えていないが、昭和38年6月から44年7月ごろまで、住み込みで勤めていた工場の事業主が、手続をしてくれたと思う。

申立期間①の保険料については、昭和44年7月ごろにその工場を辞めるまでは、当時の事業主が納付してくれていたはずであり、未納とされていることに納得できない。

申立期間②の保険料については、昭和44年10月から勤めていた勤務先の事業主が、納付してくれていたはずであり、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①当時の事業主及び申立期間②当時の事業主が、それぞれ、国民年金保険料を納付してくれていたはずであると申し立てている。

しかし、オンライン記録を見ると、申立人が国民年金被保険者資格を取得した履歴は認められない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、申立期間当時の住所地を管轄する複数の社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索などを行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立期間当時の住所地であるA市及びB市保存の国民年金被保険者記録を調査したが、申立人が国民年金に加入していたことがうかがえる事跡は確認できなかった。

加えて、申立期間はそれぞれ74か月及び124か月と併せて198か月に及んでおり、これほど長期間にわたって、国民年金の保険料収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付について関与しておらず、申立人の加入手続及び納付を行ったとする当時の勤務先の事業主からの陳述も得られないことから、保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 4326 (事案 864 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から47年3月までの期間、48年4月から52年3月までの期間及び同年10月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から47年3月まで  
② 昭和48年4月から52年3月まで  
③ 昭和52年10月から54年3月まで

事業は順調であり、国民年金に加入しながら、国民年金保険料を納付しないはずはない。また、社会保険庁(当時)の記録では、昭和47年度の保険料が免除となっているが、前後の期間の保険料を未納にしておいて、その年度だけ免除申請を行うのは不自然であり、そのことから保険料を納付していたはずである。このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないとして、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。

しかし、私は昭和45年ごろから弟と一緒に事業を始めており、その事業は順調であったため、国民年金に加入していながら、保険料を納付していないことなどあり得ない。このことは、申立期間にA銀行(現在は、B銀行)C支店から事業資金の融資を受けている事実があり、融資の要件として、国民年金保険料を納付している必要があったことから明らかである。

また、弟が結婚するまでは、必要な経費の支払いを済ませた後の利益を弟と二人で分けあっており、その会計は私が行っていた。このため、弟が結婚するまでの期間に国民年金保険料を納付した記録があるのであれば、会計を行っていた私にも保険料を納付していた期間があるはずである。

したがって、申立期間①については、今回、昭和45年3月から47年3月までと変更し(申立期間②及び③については変更せず)、再度、申立てを行うので、すべての申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 申立人は、保険料の納付手続に直接関与しておらず、結婚前は申立人の母が、結婚後は妻が保険料を納付していたはずだとするだけで、納付に関する記憶は曖昧であること、ii) 申立人の保険料を納付したとする妻の国民年金手帳記号番号は、昭和54年10月に払い出されており、53年以前の国民年金加入期間は未納となっていること、iii) 申立人の手帳記号番号の払出しは45年5月ごろであり、この手帳記号番号では、当初の申立期間①（昭和42年6月から47年3月まで）の一部は、制度上、保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年11月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①、②及び③について、当時は会社を経営しており、A銀行C支店から融資を受ける場合、融資審査事項に国民年金保険料の納付状況も入っており、私が融資を受けたということは、国民年金保険料を納付していたということであると主張している。

しかし、B銀行C支店に照会したところ、「申立期間当時の資料は保管していないため、国民年金保険料の納付が融資の審査事項であったか否かは不明であるが、現在は国民年金保険料の納付の有無は審査事項ではないことから、当時も、国民年金保険料の納付の有無が融資の審査事項であったとは考え難い。」と回答している。

また、今回、申立人は、「昭和45年に弟と共同で事業を始め、弟が結婚するまでの期間は、必要な経費の支払いを行った後、利益を弟と二人で分け合い、その会計は私が行っていた。弟が結婚するまでの期間において、弟に国民年金保険料の納付記録があるのであれば、私も保険料を納付していたはずだ。」と主張している。

しかし、申立人の弟は「国民年金保険料の納付は、結婚後に妻に勧められて、妻が加入手続を行い、それまでの未納分をさかのぼって納付した。」と陳述しており、申立人がその弟の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる主張を行っていることと相違する。

以上のことから、申立人の主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 16 日から 41 年 1 月 20 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答をもらった。  
しかし、脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約8か月後の昭和41年9月27日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 21 日から 39 年 2 月 6 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答をもらった。  
しかし、脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求も受給もしていないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和39年5月18日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人名義の署名及び捺印がなされており、その記載内容に疑義は認められない上、脱退手当金の支給決定日の日付及び申立人本人の氏名が記載された領収書も確認できるほか、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立人が記載されているページを含む前後計7ページに記載されている女性23人のうち、申立人と同一時期(約4年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した21人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め14人であり、うち11人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一となっている受給者が散見されることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いも

のと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月 28 日から 51 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答をもらった。

しかし、申立期間前のB社C事業所に勤務していた期間については、昭和46年9月に脱退手当金を受給したが、申立期間の脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和51年11月29日に支給決定されていることが確認できることから、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間では別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然である。

さらに、申立期間前の7年超の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 10 日から 36 年 8 月 26 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A 社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答をもらった。  
しかし、脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求も受給もしていないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 36 年 11 月 20 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後計 121 人のうち、申立人と同一時期（おおむね 2 年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した 18 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め 16 人みられ、うち 14 人が資格喪失後約 4 か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一となっている者が散見されることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、前述の被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が有るほか、「36. 10」と併記されているところ、申立人の脱退手当金が昭和 36 年 11 月 20 日に支給決定されていることを踏まえると、併記された数字は同年 10 月を意味すると考えられ、脱退手当金請求に係る事務処理の際に記載されたものと考えるのが相当である。

さらに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。申立期間についてA社に勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

元従業員の陳述から判断して、申立人が申立期間も、申立人の夫が経営するA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、商業登記の記録から、昭和 60 年 3 月 \* 日に法人化されていることが確認できるものの、オンライン記録によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同一日の同年 10 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

一方、申立人が、申立期間は、それまで厚生年金保険に加入していたB組合から脱会した時期であると陳述しているところ、同組合が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人を含む4人が昭和 60 年 3 月 1 日に同組合で被保険者資格を喪失していることが確認でき、これはオンライン記録と一致している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が厚生年金保険の任意包括適用事業所となった昭和 60 年 10 月 1 日に、当該4人が被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、「会社のことは社長である夫がすべて処理していた。現在、夫は病気のため当時の記憶がはっきりせず、また、当時の会社の書類も残していない。」と陳述しており、前述の元従業員も「年金のことは、何も分か

らない。」と陳述していることから、申立人の申立期間における保険料控除の状況等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月から3年間ぐらいの期間

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には昭和31年3月ごろから3年間ぐらい勤務したので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している元同僚の氏名がA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できること等から判断して、時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該被保険者名簿によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和35年10月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立人は、申立期間は夫と一緒に住み込みで勤務したとしているところ、申立人の夫についても、A社における厚生年金保険加入記録は確認できない。

さらに、申立人が当時の経理担当者であったとしている前述の元同僚についてオンライン記録を見ると、同人が初めて厚生年金保険の被保険者となったのは、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同一日の昭和35年10月1日であり、同日以前の加入記録は無い。

加えて、A社は、昭和36年8月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主及び同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に資格を取得している元従業員全員が連絡先不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除の状況等を確認することはできな

い。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月 30 日から 50 年 2 月 2 日まで

夫の船員保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

昭和 45 年 10 月 1 日に入社してから 58 年 2 月 10 日に退職するまで、A社において継続して勤務していたので、申立期間について、船員保険被保険期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る船員保険被保険者票の記録から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、当該被保険者票を見ると、申立人は、昭和 49 年 8 月 30 日に船員保険の被保険者資格を喪失し、50 年 2 月 2 日に再取得していることが記録されており、オンライン記録と一致しているほか、申立人が所持していた船員手帳においても、申立期間に係る船員保険加入記録は記録されていない。

また、B社は、「申立期間当時、申立人は、外国籍の船舶に乗船していたが、昭和 51 年 3 月まで、外国籍の船舶は船員保険への加入が認められていなかった。このため、社員を外国籍の船舶に乗船させる場合は、乗船の可否について本人に確認の上、船員保険が適用されないことを説明していた。」としているところ、申立人が所持していたパスポートを見ると、申立人が申立期間に出国していたことが確認できるほか、申立人の妻も、「申立期間当時、夫は出国していたと思う。」と陳述していることから、申立人は、申立期間当時、外国籍



の船舶に乗船していたため、船員保険の被保険者として取り扱われていなかったことが考えられる。

さらに、B社は、「申立期間当時、申立人のA社における勤務形態は特別休職員であり、給与は派遣先から受け取っていた。」としている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6527 (事案 42 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 20 日から 45 年 2 月 2 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。  
それで、年金記録確認第三者委員会へ記録の訂正を申し立てたが、申立期間における勤務は確認できるものの、厚生年金保険料控除についてまでは推認できないとして、申立ては認められなかった。  
今回、新たな資料等の提出はできないが、申立期間当時にA社社長から健康保険被保険者証をもらったことをはっきり記憶しているので、改めて審議の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の人事記録及び申立期間当時の事業主の陳述から判断して、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは確認できるものの、同社は、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立期間当時の事業主の陳述からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について推認することはできない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 3 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。  
今回、申立人は、申立期間当時にA社社長から健康保険被保険者証をもらったことをはっきり記憶していると主張するが、申立人からその根拠となる新たな資料等の提出は得られず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には昭和 31 年 4 月 1 日から勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員 11 人に照会し、4 人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務は確認できない。

また、A社が保管する健康保険厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書において、申立人の資格取得日は昭和 31 年 10 月 1 日と記載されていることが確認でき、このことについて同社は、「申立人の申立期間における勤務については、関連資料が無いため確認できないが、当該通知書に記載されているとおり、申立人が厚生年金保険の被保険者となったのは昭和 31 年 10 月 1 日であり、仮に、申立人が申立期間に勤務していたとしても厚生年金保険料は控除していない。」旨陳述している。

さらに、前述の元従業員 4 人について、同人たちが記憶している自身の入社時期と被保険者名簿での資格取得日を比較したところ、入社日に被保険者資格を取得している者はおらず、入社日の 3 か月から 4 か月後に資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 11 月から 43 年 2 月まで  
② 昭和 62 年 4 月から平成元年 4 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答があった。申立期間①は、A業のB社(現在は、C社)に勤務した。申立期間②は、D市にあったE社からF市にあったG社に派遣されていた。E社から支給される給与から厚生年金保険料が控除されていたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、元従業員の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和45年8月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、C社は、「厚生年金保険の適用事業所となる前に従業員から保険料を控除することはあり得ない。」としており、さらに、昭和43年12月からB社に勤務し、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同一日の45年8月1日に被保険者資格を取得している元従業員も、「厚生年金保険に加入する前は、保険料は控除されていなかった。」と陳述している。

申立期間②については、申立人は、E社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時に勤務したとするE社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人がE社の事務所があったとしているD市を管轄する法務局の商

業登記の記録から、H市に、I業を営むJ社があったことが確認できるが、申立人は、「E社はI業ではなく、K業を行っていた。また、E社の事務所所在地はH市ではなかった。」としている上、商業登記の記録から確認できるH市のJ社は平成10年に解散しているため、同社から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

さらに、申立人は、E社の申立期間当時の事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することもできない。

加えて、申立人のE社における雇用保険の加入記録は確認できない。

一方、申立人は、E社からF市のG社に派遣され、同社においておよそ2年間L業務に従事したとしていることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿も調査したが、申立人の加入記録は確認できない。

また、申立人は、G社における同僚3人の名字を記憶しているところ、前述の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る当該名字の元従業員に照会したが、申立人の申立期間における勤務を確認できる回答は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から同年8月1日まで  
② 昭和31年10月31日から32年3月11日まで

申立期間①について、A社（現在は、B社）に勤務した期間の厚生年金保険加入記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の記録が無いとの回答であった。同社には、伯父の紹介で入社し、C業務に従事した。

また、申立期間②のD社には、昭和31年7月から勤務し、同社を継承して設立されたE社に移るまで継続して勤務した。

いずれの事業所でも、給与から保険料が控除されていたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、F市G区のA社に勤務し、厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかしながら、商業登記簿を見ると、B社の会社成立日は昭和27年3月\*日となっているものの、オンライン記録によると、同社は、当初、H社として32年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は同社が適用事業所となる前の期間に当たる（昭和47年4月\*日にB社に事業所名称を変更）。なお、オンライン記録において、F市G区においてA社という事業所名称による検索も行ったが、当該事業所が適用事業所であったとする記録は見当たらず、同区内において類似する名称の適用事業所は上記のH社のみである。

また、B社は、「申立人の在職及び保険料控除については不明である。」と陳述している。

さらに、申立人は、同僚の氏名を記憶していないため、申立期間当時の同僚

から、申立人に係る保険料控除の状況について確認することができなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立期間もD社に勤務していたと申し立てているところ、同僚の陳述等により、申立人は、当時も同社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、D社の当時の事業主は、所在が不明であり、申立人の保険料控除について確認することはできない。

また、申立期間中にD社において加入記録が確認できる者は10名であるところ、これらの者は既に亡くなっているか又は所在が不明であるため、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除について照会することはできず、当時の事情を明らかとすることはできなかった。

なお、申立人及びその妹からは、「申立期間はI社で勤務した可能性もある。」との陳述が得られたことから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の申立期間における被保険者記録は無く、また、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月 6 日から 35 年 1 月 6 日まで

私は、中学を卒業後、A市の工場で1年未満ほど勤め、昭和30年又は31年ごろから、B県の工場でC業務に従事していたが、より高い収入を求め、33年1月にB県からD県に来て、E社へ入社した。

E社では、住み込みで、昭和37年8月まで勤務し、33年12月には妹が私を追って入社し、3か月から半年ぐらい在職していた。

また、私が入社後1年以上経って工場に寮ができ、台風の時には、会社が休みになって工場の入寮者も集まり、皆で過ごしたことも覚えている。

なお、昭和35年1月6日から37年8月15日までの厚生年金保険被保険者期間については、当初、「脱退手当金支給済み」となっていたため、年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、平成21年9月にあっせんとして、被保険者記録を回復してもらった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間におけるE社での在職については、同僚からは具体的な陳述を得ることができなかったものの、申立人は、当時の寮での出来事及び実妹と一時期同社において一緒に勤務したこと等を明確に記憶していることから、期間が特定できないものの、申立期間当時、在職していたものと考えられる。

一方、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中に加入記録が確認できる複数の同僚は、「当時、試用期間があった。」旨陳述しており、このうちの一人からは、「職務経験者は、入社時点から厚生年金保険に加入できたが、未経験者については、3か月から6か月又は習熟度によりそれ以上の見習い期間があり、当該期間は厚生年金保険に加入していなかったと



思う。」旨の陳述が得られたことから判断すると、同社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

また、上記被保険者名簿において、申立人が、「昭和33年12月に私を追って入社し、3か月から半年ぐらい在職していた。」とする申立人の3才年下の妹の記録は見当たらない。

さらに、申立期間当時の事業主は平成20年\*月に死亡しているため、当時の事情を照会することができないほか、上記被保険者名簿において、申立期間中に加入記録が確認できる複数の同僚に申立人の厚生年金保険への加入等について照会したものの、具体的な陳述は得られず、申立人の保険料控除を確認することはできなかった。

なお、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 1 月 19 日から 56 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 57 年 12 月 1 日から平成 5 年 7 月 20 日まで  
③ 平成 8 年 4 月 1 日から 9 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)の記録によると、A社に勤務していた期間(昭和 49 年 2 月日から B 職)の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低くなっていると思う。

申立期間について、標準報酬月額を実際にもらっていた給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、当時受け取っていた給与支給額とは異なっていると申し立てている。

しかしながら、申立人及びA社提出の給与支払明細書(昭和 48 年 1 月から 56 年 5 月までの期間、58 年 4 月、同年 8 月、同年 10 月、同年 12 月から 62 年 8 月までの期間及び平成 3 年 8 月)において控除されている厚生年金保険料は、給与支給額に基づく保険料額ではなく、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料額であることが確認できる。

このことについてA社は、「昭和 43 年以降、当社の経営状態が悪かったため、社会保険事務所には実際に支払った給与の総支給額よりも低い標準報酬月額で届け出ており、その金額に見合った保険料を控除していた。特に管理職はその対象となっていた。」旨の陳述が得られたほか、同社で経理事務を担当していた同僚も、「申立期間当時は、標準報酬月額を低く届け出ていたことがあったと思う。」旨陳述している。

一方、上記の給与支払明細書により給与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できない期間について、A社は、「当時の資料は無く、申立人の標準報酬月額及び保険料控除については不明。」と回答しており、このほか、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月30日から33年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社B事業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。経営主の交代はあったものの、同社には、昭和18年から48年までの期間ほぼ継続して勤務した。申立期間はC業務の休業期間であったが、D業務に従事していたので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社（現在は、E社）B事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てており、複数の元従業員も、「勤務形態は不明であるが、申立人はB事業所に継続して勤務していた。」と陳述している。

しかし、E社が保管する「労働者名簿」を見ると、採用日は、昭和32年12月7日と記録されていることから、同日以後の勤務が確認できるものの、同社の現在の担当者は、「当社は、昭和30年9月に他社からF事業地を買い取り、G事業を開始したので、それ以前のことは、関係資料も無く詳細は不明であるが、申立人の採用日は労働者名簿のとおりであり、当該採用日以前に申立人が勤務していたとは考え難い。」としている。

また、当該名簿に記録されている申立人のA社B事業所における健康保険加入日（昭和33年3月1日）は、社会保険事務所で記録されている申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日と同一である。

さらに、申立人が申立期間に一緒に勤務していたとする同僚4人のうち2人は、申立期間の大部分において厚生年金保険の被保険者記録が無い。

加えて、申立期間当時の事業主及び経理担当者は連絡先不明のため、これら

の者から申立人の申立期間における勤務実態や保険料控除の状況を確認することはできない。

なお、申立人は、申立期間はC業務の休業期間であり申立人を含む5人でD業務に従事していたとしているところ、H省I局は、「B事業所が申立期間にC業務を休業するための認可を得たことは無い。同社が初めて休業を申請したのは昭和49年である。」としている上、元従業員からも休業していたとの陳述は得られない。

このほか、申立人は、申立期間における保険料の控除について明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月から 39 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 42 年 8 月から 43 年 2 月まで  
③ 昭和 43 年 5 月から同年 11 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間①については、父が経営するA社でB業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録は、昭和 39 年 6 月の 1 か月しかない。

また、申立期間②はC社で、申立期間③はD社で、いずれもE業務に従事していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の元従業員の陳述から判断して、申立人が申立期間のうち、昭和 34 年 4 月より以前からA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 36 年 6 月 1 日であり、申立期間のうち、同日より前は適用事業所ではない。

また、申立人は、申立期間当時の保険料控除について、「給与は父から手渡しで受け取っていたが、親子関係ということもあり、給与明細書があったか無かったか覚えていないし、保険料を控除されていたかどうか分からない。」と陳述している。

さらに、A社は、昭和 41 年 5 月 30 日に適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険加入の取扱い及び給与からの保険料控除の状況について確認することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、適用事業所となった日（昭和36年6月1日）以降、申立期間において健康保険整理番号は連番で欠番は無く、申立人に係る記録が欠落していることをうかがわせる不自然な点は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、C社でE職として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が唯一名前を記憶していた同僚は連絡先が不明であるため、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員13人に照会し7人から回答を得たが、申立人を覚えている者はいない。

また、C社は平成21年3月に破産している上、元事業主は、「申立期間当時の人事記録及び賃金台帳などは保管していないため、申立人が在職していたか否か分からない。」としており、元事業主から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、申立期間において、申立人の雇用保険加入記録は確認できない。

申立期間③については、申立人は、D社でE職として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人はD社での同僚等の名前を記憶していないため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員10人に照会し7人から回答を得たが申立人を覚えている者はいない。

また、D社は、「申立期間当時の人事記録や賃金台帳は保管していないため、申立人が当社で勤務していたかどうか分からない。」としており、事業主から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 10 月から 19 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 20 年 4 月 21 日から同年 6 月 29 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、国民徴用令によりA社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。

申立期間①については、昭和 18 年 10 月からA社C工場に徴用され、D業務に従事していた。

申立期間②については、A社C工場がE県へ疎開することとなり、稼働前のF工場で、G業務に従事していた。

徴兵令により、昭和 20 年 7 月 1 日に軍隊に入隊したが、その2日前までA社で継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、国民徴用令によりA社C工場に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、申立期間当時の関連資料を保管していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができないとしている上、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員(申立人が同僚として記憶している者を含む。)に照会し、21人から回答を得たが、いずれの者も申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態は確認できない。

また、前述の被保険者名簿により、申立人が同日にA社に入社したとする元同僚は、申立人と同じ昭和 19 年 3 月 1 日に資格を取得していることが確認で



きる。

さらに、前述の元従業員 21 人のうち自身の入社時期を記憶している者は、「入社後一定期間は見習期間及び試用期間として厚生年金保険に加入していない時期があった。」旨陳述しているところ、オンライン記録を見ると、これらの者が、自身が記憶する入社時期の 8 か月から 2 年後の間に被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、A 社 C 工場では、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがえる。

申立期間②については、申立人は、A 社 C 工場の疎開先である同社 F 工場へ転勤となり、軍隊に入隊するまで同工場で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A 社 C 工場の疎開に伴い同社 F 工場へ転勤したと陳述している元従業員 6 人は、いずれも申立人を記憶していないため、申立期間における申立人の勤務実態は確認できない。

また、B 社の社史（創立 90 周年に発行）により、A 社 F 工場が昭和 20 年 5 月から軍命令による準備工場として存在していたことは確認できるものの、オンライン記録等において、同工場が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、B 社の現在の担当者は、「当社 F 工場が開設された昭和 20 年 5 月には本社が焼失し、終戦直後の同年 9 月には F 工場及び C 工場等の売却が行われるなど、会社が混乱の最中であったことから、申立期間に実質的に業務が行われていたかどうかについても不明であり、そのような状況の中で従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。」と陳述している。

加えて、前述 6 人の元従業員のうち、申立人が同一日に、A 社 C 工場から同社 F 工場へ転勤したとする者（1 人）は、前述の被保険者名簿により、申立人と同じ昭和 20 年 4 月 21 日に同社 C 工場で資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月から 46 年 1 月 20 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A 社（現在は、B 社）で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答をもらった。

A 社には昭和 44 年 2 月に入社したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間も A 社で勤務していたことが認められる。

しかし、B 社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を見ると、同社は、昭和 46 年 1 月 20 日を申立人の資格取得日として社会保険事務所に届け出たことが確認でき、当該資格取得日は、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿と一致している。

また、B 社は、前述の通知書があることから、申立期間については、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないと回答している。

さらに、A 社の元同僚で、後に同社において社会保険事務を担当したとする者は、「申立期間当時、申立人は学校に通学していた。申立期間は学生扱いで厚生年金保険に加入しない試用期間であった。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から 8 年 3 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より著しく低い額になっていることが分かった。  
申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 41 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成 8 年 3 月 1 日)の後の平成 8 年 3 月 21 日付けで、さかのぼって 9 万 8,000 円に引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

しかし、商業登記の記録から、申立人は、申立期間及び前述の遡及訂正処理日において、A社の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「A社の事業主が行方不明となった平成 8 年ごろ、同社が手形で支払っていた厚生年金保険料が決済不能となったが、社会保険事務所の職員から『将来の年金額に多少の減額が見込まれるが、処理はこちらに任せてほしい。』との説明を受け、同意した。」と陳述している。

さらに、申立人及びその元部下は、申立人は元々A社において経営及び社会保険事務に関与していなかったものの、遡及訂正処理が行われた当時は、代表取締役が行方不明であり、またほかの取締役二人は同社の経営等に関与していなかったとしていることから、当時、同社を実質的に代表していた者は申立人のみであったと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 12 月 30 日から 38 年 1 月 1 日まで  
② 平成 4 年 9 月 25 日から同年 10 月 1 日まで

私の夫は、昭和 35 年 3 月 18 日から 37 年 12 月 31 日まで A 社に勤務したが、同年 12 月 30 日から 38 年 1 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無い。同社の退職月に当たる 37 年 12 月の厚生年金保険料が給料から控除されていると思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい (申立期間①)。

私の夫は、昭和 54 年 2 月 16 日から平成 4 年 9 月 30 日まで B 社に勤務したが、同年 9 月 25 日から同年 10 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無い。同社の退職月に当たる同年 9 月の給料明細書をみると、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい (申立期間②)。

(注)申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の妻は、申立人が昭和 35 年 3 月 18 日から 37 年 12 月 31 日まで A 社に勤務し、退職月に当たる同年 12 月の厚生年金保険料が給与から控除されていたと申し立てている。

しかし、同僚の一人は、「私と申立人を含む 3 人の従業員が、A 社を同じ日に退職した。」と陳述しているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該 3 人の資格喪失日は昭和 37 年 12 月 30 日、健康保険被保険者証の返納日は 38 年 1 月 11 日でそれぞれ一致していることが確認できる。また、36 年 10 月から 42 年 12 月までの期間に、A 社において厚生年金保

険の被保険者資格を喪失した26人（申立人を含む）について、その資格喪失日を見ると、月初めとなっている者が4人、月中となっている者が20人、月末となっている者が2人とまちまちとなっており、申立人の同社での資格喪失日が37年12月30日（月中）となっていることに不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間当時のA社の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況について確認することはできない。

次に、申立期間②について、申立人の妻は、申立人が昭和54年2月16日から平成4年9月30日までB社に勤務し、退職月に当たる同年9月の厚生年金保険料が給与から控除されていることが同年9月の給与明細書に記載されていると申し立てている。

しかし、申立人の妻から提出されたB社の平成3年1月及び同年2月の給与明細書によると、同年1月の給与から控除されている厚生年金保険料額は2年12月まで適用された保険料率に基づいて計算されているのに対して、3年2月の給与から控除されている厚生年金保険料額は同年1月から新たに定められた保険料率に基づいて計算されていることから、同社の厚生年金保険料は翌月控除であることが確認できることから、申立人の退職月に当たる4年9月の給与明細書に記載された厚生年金保険料額も同年8月の保険料であったと考えられる。

また、申立人のB社における雇用保険の加入記録を見ると、申立人は、同社において昭和54年2月16日に資格を取得した後、平成4年9月24日に離職しており、厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録では、申立人及びその妻は共に、申立人のB社における厚生年金保険の資格喪失月に当たる平成4年9月の国民年金保険料を納付している上、申立人は同社で資格を喪失した同年9月25日付けで健康保険任意継続被保険者資格を取得し、同年9月の健康保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月から 34 年 10 月まで

私は、昭和 33 年 7 月から 34 年 10 月まで A 社に勤務し、同社から健康保険被保険者証も受け取っていた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、A 社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が見当たらない。同僚には同社における厚生年金保険の加入記録が有るのに、私に加入記録が無いことは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が申立期間のうち、一定期間は A 社に勤務していたことが推定できる。

しかし、当該同僚は、「17 歳で A 社に就職した。」と陳述しているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、19 歳に達した昭和 34 年 \* 月 \* 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、当該同僚が、申立期間当時に A 社に勤務していたと記憶するほかの同僚 4 人について、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、うち 2 人は同社における厚生年金保険の加入記録が無く、残る 2 人は入社日から相当期間経過後に被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社は、申立期間当時において、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかった、あるいは入社して相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

さらに、申立人は、「A 社から健康保険被保険者証を受け取っていた。」と陳述しているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、健康保険整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が失われたとは考え難

い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A社のB職として、昭和 48 年 6 月 8 日から 49 年 6 月 30 日まで勤務したが、同年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無い。納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が申立期間当時に作成した申立人の雇用に係る発令通知書及び在籍名簿から、申立人は、同社において、昭和 48 年 6 月 8 日から 49 年 3 月 30 日まで、また、49 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までB職として勤務したことが確認できる。

しかし、上述の在籍名簿に登載されているB職について、厚生年金保険の加入記録を見ると、申立人と同じ昭和 49 年 4 月 1 日から 2 か月間ないし 3 か月間の加入記録が無い者が複数みられるほか、申立期間の前後においても、加入記録を確認できない者が散見される。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に加入記録のある者 95 人を抽出して文書照会を行ったところ、回答が得られた 50 人のうち 8 人が、同社における厚生年金保険被保険者の加入記録の一部が無いとしている。

これらの状況について、A社は、「申立期間当時、B職は 12 か月の範囲内で終期（当該会計年度を越えることはできない。）を付して、C職雇用により採用していたが、厚生年金保険への加入方針等については不明であり、B職の中に厚生年金保険被保険者の加入記録が無い者がいる理由についても不明である。」と回答しているが、C職雇用の者は必ずしも厚生年金保険に加入させ



ていなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6541 (事案 4950 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 1 日から 42 年 3 月まで

私は、昭和 39 年 9 月に A 市の B 社に入社し、42 年 3 月まで勤務した。

前回の年金記録確認第三者委員会での審議では、当初の申立期間（昭和 39 年 9 月から 42 年 3 月まで）の一部（昭和 39 年 9 月 1 日から 40 年 8 月 1 日まで）のみが厚生年金保険の被保険者期間として認められたが、この結果に納得できない。

私の姉が昭和 42 年\*月\*日及び 43 年\*月\*日に出産した際に、私は B 社からそれぞれ 20 日間程度の休暇をもらい、お産の手伝いに行ったことを覚えている。

申立期間について、B 社に継続して勤務していたことに間違いはないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、前回の当委員会での審議において、当初の申立期間のうち、昭和 39 年 9 月 1 日から 40 年 8 月 1 日までの期間について、申立人と社員寮で同室であったとする同僚等の陳述から、申立人が B 社で勤務していたこと、及び複数の同僚の陳述及び同僚の厚生年金保険被保険者記録から、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推定できる等として、年金記録の訂正が必要であるとの当委員会の決定に基づき、平成 21 年 12 月 11 日付けで年金記録の訂正のあっせんを行うとする通知が行われている。

申立人は、今回、「前回の審議で、一部の期間だけが認められたことに納得できない。姉が、一子と二子を出産した際、B 社から休暇をもらい、お産の手伝いに行ったことを覚えているので、申立期間について同社に勤務していたこ

とに間違いはない。」と主張し、年金記録の訂正を求めている。

しかし、申立人の、「姉が一子を出産した昭和42年\*月\*日前後に、合わせて20日間程度の休暇をB社から取得した。」とする記憶以外に申立人の申立期間における同社での勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立人の姉の二子の生年月日について、申立人は、「昭和43年\*月\*日である。」と陳述しているが、同日は申立期間を経過しており、上述の主張と符合しない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月1日から25年12月1日まで

A社会保険事務所(当時)にA社B支店C出張所の厚生年金保険加入記録について照会したところ、昭和25年12月1日に資格を取得、26年9月1日に資格を喪失しているとの回答を受けた。

昭和23年10月1日からA社B支店C出張所で継続して勤務しており、26か月間の厚生年金保険加入記録が抜け落ちている。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、入社時期は特定できないものの、申立人が申立期間の一定期間、A社B支店において勤務していたことが推定できる。

しかし、申立人が名前を記憶している同僚のうち二人は、「申立期間当時、申立人は正社員ではなく請負(日雇)契約で勤務していた。」と回答している。また、申立人はD職であったと申し立てしているところ、当該同僚のうち一人は、「当時、A社B支店では、D職の中には、社会保険に加入していない従業員がいた。」と回答している。

さらに、A社B支店のE職は既に死亡しており、社会保険関係事務担当者は連絡先不明のため、これらの者から同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 4 月に A 社を退職後、一週間以内の同年 5 月 1 日に B 社へ入社したが、同社における厚生年金保険の加入記録は 41 年 4 月 1 日からとなっている。納得ができないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の直前に勤務していた A 社を退職してから間もなく、B 社に入社したと申し立てているところ、その入社はいきさつ等事実経過の説明は鮮明かつ具体性があり、申立期間当時、申立人は、同社に勤務していたと推定できる。

しかし、雇用保険の記録では、申立人の B 社における加入日及び離職日は、オンライン記録による厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日（離職日の翌日）と一致している。

また、同僚のうち二人は、その記憶する B 社への入社時期からそれぞれ 7 か月及び 2 年経過後に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、同社では、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったものと推定される。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、事業主に対する照会の結果においても、当時の資料は保管していないとしているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 22 日から 41 年 2 月 18 日まで  
A社在職中に父の看病で一週間ほど休んでいるうちに、一方的に同社を退職させられた。当時は、年金及び失業保険のことを知らず、同社から何の手続もしてもらえなかった。  
その後、社会保険事務所(当時)に行って年金の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間については脱退手当金を受け取ったことになっていると言われた。脱退手当金は受け取っていないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日の約5か月後の昭和41年7月19日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、昭和41年4月6日にB社会保険事務所(当時)で受け付けられていることが確認できる。この裁定請求書の「最後に被保険者として使用された事業所」欄には、A社のゴム印が押されており、同時期に資格を喪失した複数の同僚の脱退手当金裁定請求書を見ても、同様に同社のゴム印が確認できることから、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月ごろから 37 年 9 月ごろまで  
② 昭和 38 年 11 月ごろから 39 年 8 月ごろまで  
③ 昭和 41 年 10 月ごろから 42 年 12 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①は事業所名をはっきり覚えていないが、A市にあったB社又はC社、申立期間②はD社E工場、申立期間③はF社で勤務していたことは間違いないので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、B社又はC社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするB社又はC社は、いずれも社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、両事業所の所在地を管轄する法務局においても、商業登記の記録を確認することができない。

さらに、申立人は、B社又はC社の事業主の氏名及び同僚を記憶しておらず、類似事業所名称の検索も行ったが、勤務した事業所を特定することができないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険料控除の状況は確認できない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

また、申立人の保険料控除に係る記憶は明確ではなく、このほかに、申立期

間①における保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人が名前を挙げた同僚の陳述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間にD社E工場で勤務していたことが推認できる。

しかし、D社E工場が昭和52年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、同工場の厚生年金保険関係事務を引き継いだ同社本社では、「申立期間当時の人事資料等は平成元年10月\*日に本社が全焼した際に焼失した。」と回答している上、申立期間当時の事業主及び役員は死亡又は所在不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、D社E工場及び同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録がある従業員99人のうち、所在が判明した22人に対し、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を照会したところ、回答が得られた11人からは、いずれも申立人の記憶は無いとしており、申立人が申立期間に勤務していた実態及び厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる陳述を得ることはできない。

さらに、申立人が同僚として名前を挙げた当時の総務担当者は、D社E工場及び同社本社において厚生年金保険被保険者としての記録が無いことから、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、元役員の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がF社で勤務していたことが推認できる。

しかし、F社は、平成9年2月19日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元役員は申立期間当時の資料を保管していないため、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除についての確認ができない。

また、前述の元役員及びF社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録がある従業員25人のうち、所在が判明した11人に対し、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を照会したところ、回答が得られた4人のうち、申立期間当時に総務担当であった者2人及び元役員1人の合計3人は、「F社では、正社員でも厚生年金保険に加入したくないという社員、臨時雇用者及び請負は加入させていなかった。」と陳述している。

さらに、前述の総務担当者二人のうちの一人は「申立人は、F社の社員では



なく、請負業者の下で働いていた。」と陳述している。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 12 月 1 日から 10 年 10 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、平成 9 年 9 月 1 日から 10 年 10 月まで勤務していた。

当初の 2 か月間は試用期間であったと思っており、厚生年金保険には加入していなかったと思うが、申立期間については継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人名義の B 銀行 C 支店の通帳に記載されている A 社からの振込記録、及び当該事業所の陳述から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、A 社が加入している D 健康保険組合の加入記録によると、申立人は平成 9 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで同健康保険組合の組合員として加入しており、これは、申立人に係る厚生年金保険被保険者期間と一致する。

また、A 社では、「労災保険と雇用保険は必ず入っていたが、厚生年金保険と健康保険は、金額も高額なので、入りたくないという従業員は無理には加入させていなかった。」と陳述している。

さらに、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録がある元従業員のうち、所在が判明した 10 人に対し、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について照会したところ、3 人から回答があったが、いずれの者からも申立人が申立期間において厚生年金保険に加入し、保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることはできな

かった。

加えて、申立人は、申立期間を含む平成9年4月1日から20年8月1日までE市において国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から33年4月ごろまで

夫は、A大学卒業後に大手企業に入社し、B県でC職として1年ぐらい勤務していたが、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。事業所は特定できないが、勤務していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にB県で大手企業のC職として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人の妻及びその子ども3人は、申立期間当時に勤務していた事業所名に関する記憶が曖昧であるため、申立人が申立期間当時勤務していたとする事業所を特定することができない上、申立人の出身校であるA大学、同大学の同窓生、申立人が申立期間後に勤務し厚生年金保険の被保険者取得記録がある複数の事業所及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に厚生年金保険の被保険者記録がある複数の者に対し、申立人が申立期間において勤務していたとする事業所に関する照会を行ったが、いずれから具体的な陳述を得ることはできず、申立人が申立期間に勤務していた事業所を特定することはできなかった。

また、申立人は大手企業に入社したとしており、その子ども3人からも複数の企業名が挙がっていることから、D社、E社、F社、G社、H社及びI社の6社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(E社、F社、G社及びH社に

についてはB県内の適用事業所に係る被保険者名簿、D社及びI社については本社に係る被保険者名簿)により、これらの事業所において申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得の有無を確認したところ、いずれの事業所においても、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であった記録は見当たらなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、保険料控除に関する申立人の妻及びその子ども3人の記憶は明確ではなく、このほかに、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月2日から28年5月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和25年10月20日から28年5月1日まで継続して勤務したと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険被保険者記録がある元従業員21人のうち所在地の判明した14人に照会したところ、全員から回答があったが、そのうち12人は申立人を記憶しておらず、記憶している2人も申立人が申立期間に勤務していたか否かは分からないと陳述しているため、申立人の申立期間における勤務実態等を確認することができなかった。

また、上述の元従業員14人のうち、申立人を記憶していないとする2人は「昭和27年4月末に人員整理及び希望退職者の募集があり、会社を辞めた。」と陳述しているところ、A社における昭和27年1月以降の資格喪失者数をみると、同年1月に資格を喪失した者は4人であるのに対し、同年4月に資格を喪失した者は49人、同年5月は10人、同年6月は9人であり、同年4月から同年6月までの資格喪失者数はほかの月に比べて多く、当該事業所において当該期間に人員整理が行われたことが推認できる。

さらに、A社は、昭和29年3月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなく

なっており、申立期間当時の事業主は死亡しているため、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

加えて、申立人が自身で作成した履歴書には、申立期間に勤務した会社名をB社と記載されているとしているところ、同社と類似する名称のC社とA社は同一所在地において厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に申立人の記録があるか否かを確認したが、申立人の記録を確認することはできなかった。

なお、C社において厚生年金保険被保険者として加入記録のある元従業員二人は、「A社は、C社と同じ敷地内にあったが、A社の従業員がC社で勤務することはなかった。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から同年10月5日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)へ照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答を受けた。私は、昭和28年6月ごろから同社にB職として住み込みで勤務していたので、同社が厚生年金保険の適用事業所となった29年7月1日から厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における当時の役員の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時、同社において勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となる前から、同社で勤務していたとする役員は、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したのが、申立人が同社において被保険者となった昭和29年10月5日と同一日である。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、健康保険の整理番号\*番から\*番までの15人は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日(昭和29年7月1日)に資格を取得しているものの、\*番から\*番までの申立人、上記役員及び事業主の妹等10人については約3か月後の昭和29年10月5日付けでまとめて資格を取得していることが確認でき、同社が適用事業所となった時点で在職していた従業員(申立人の陳述によると、30人から40人)については、何らかの事情により、2回に分けて資格の取得手続きをしたものと推認される。



また、申立人が当時の同僚であったとして名前を挙げた3人について調査したところ、1人は名前だけで姓が分からないため特定できず、1人はA社での被保険者記録は見当たらず、ほかの1人は同社で資格を取得しているものの、その資格取得日は申立人が退職した後の昭和31年11月1日となっている上、これらの者から、当時の事情及び申立人の勤務実態並びに厚生年金保険料の控除等について、具体的な陳述を得ることができなかった。

そこで、上記被保険者名簿から、同社において申立人と同時期に在籍し、被保険者記録の有る同僚24人を抽出調査したが、その多くは亡くなっているか又は所在不明であり、回答の得られた同僚からも申立人の申立期間における保険料控除等について具体的な陳述は得られなかった。

さらに、上記被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無く、また、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人に該当する被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6550 (事案 3494 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から24年1月1日まで  
② 昭和24年1月1日から25年3月30日まで

年金記録確認第三者委員会に対し、年金記録の訂正を求めて申し立てていたが、平成21年6月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けた。

今回、再申立てに当たり、申立期間①及び②について1年ほど前の期間に変更し、また、申立期間①について、事業所名称をA社からB社に変更するので再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、商業登記の記録も見当たらないこと、及び申立人が名前を挙げた事業主、同僚等を特定することができず、これらの者から申立人の勤務実態を確認することもできなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年6月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて申立期間及び事業所名称を変更しているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、事業主名及び当該事業所の所在地が申立人の陳述と一致していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に在職していたことが推認できる。

しかし、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は、申立期間後の昭和27年4月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない期間に当たる。

また、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和27年4月1日に資格を取得している同僚は、「私がB社へ入社したのは、高校を卒業後の昭和23

年4月だったが、そのとき、同社で勤務していたのは、私を含めて二人だけだった。そのころは、健康保険、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と陳述している。

さらに、申立人がB社で一緒に勤務していたと陳述している同僚の氏名は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できない。

申立期間②について、複数の同僚から「昭和24年末ごろは、C社が倒産するというので、多くの従業員が退職していた時期だったので、25年1月からの採用は考えられない。」との陳述が得られたことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年6月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて申立期間を変更しているものの、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者記録の有る同僚に照会したところ、当時の同僚は、「私はD業務に従事していたので厚生年金保険に加入していたが、E業務に従事していたF職であれば、出来高払いで厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と陳述しているほか、別の同僚は、「私は学校を卒業した昭和23年3月中ごろからC社で勤務したのに、年金記録を見ると同年8月から資格の取得となっている。」としていることなどから判断すると、同社ではすべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていた訳ではないことがうかがわれる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和22年7月28日から適用事業所ではなくなった25年3月1日までの間に資格を取得している者は71人見られるところ、健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 33 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 33 年 7 月から 34 年秋ごろまで  
③ 昭和 35 年 5 月ごろから同年 10 月ごろまで  
④ 昭和 36 年 4 月ごろから同年 10 月ごろまで  
⑤ 昭和 38 年秋ごろから 39 年 7 月ごろまで

私は、申立期間①について、A社において、B業務に従事していた。申立期間②について、C社において約1年半、住み込みでD業務に従事しており、同社は「E社」と取引があった。申立期間③について、F社に入社後、約半年間、会社の寮に住み込みで勤務し、G業務に従事していた。申立期間④について、H社において約半年間、住み込みでD業務に従事していた。

申立期間⑤について、I社において約10か月間、D業務に従事していた。申立期間①、②、③、④及び⑤について、厚生年金保険に加入していたと思うので被保険者期間として認めてほしい。

なお、私は、いずれの事業所においても、厚生年金保険に加入した記憶は無く、保険料控除についても覚えていないが、ねんきん特別便でJ社での加入記録が見つかったことから、ほかの事業所でも記録がある可能性があると思い、申立てをした。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てしているところ、同社の事業主は、「申立人は申立期間に当社に勤務していた。」と陳述していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地

を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、A社の事業主は、「申立人は正社員だったが、当事業所は厚生年金保険に加入したことはなく、保険料控除もしていなかった。」と陳述している。

加えて、申立人は、「A社は個人事業所であり、従業員は3人だった。自分が厚生年金保険に加入した記憶は無く、保険料控除についても覚えていない。」と陳述していることなどから、申立期間当時、同社は厚生年金保険の強制適用事業所でなかったものと考えられる。

また、申立人は、A社における同僚の名前を記憶していないため、これらの者から、同社の当時の状況及び申立人の勤務実態並びに申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、C社はK市の「E社」と取引があったとしており、同社はL社であると考えられるところ、M組合及びL社の承継企業であるN社は、「申立期間当時は、K市において営業をしていた。」としており、申立人の陳述と符合する回答が得られた。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするC社は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も見当たらない。

さらに、申立人は、「C社は個人事業所であり、従業員は4人だった。自分が厚生年金保険に加入した記憶は無く、保険料控除についても覚えていない。」と陳述しており、申立期間当時、同社は厚生年金保険の強制適用事業所でなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、同僚の名前を記憶していないため、当該事業所の当時の状況及び申立人の勤務実態並びに申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間③について、申立人は、昭和35年夏場を中心にF社で勤務し、G業務に従事していたとしているところ、事業主及び複数の同僚からは、当時は、G業務を行っていたとの符合する陳述が得られた。

しかし、F社の事業主は、「正社員として採用した場合でも、しばらく様子を見てから厚生年金保険へ加入させていたが、G業務のみの勤務の場合は、正社員ではなく臨時社員なので厚生年金保険には加入させていなかった。」と陳述している。

また、申立人は、同僚の名前を覚えていないことから、F社に係るオンライン記録から、所在の判明した同僚18人を抽出し照会を行ったところ、そのうち14人から回答を得られたものの、申立人の在職を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

さらに、複数の同僚は、「当時は6か月以上の試用期間があった。G業務に従事者には臨時社員が多く、出入りも激しかった。入退社が激しかったので、正社員であっても、しばらく様子を見てからでなければ厚生年金保険には加入

させなかった。」旨陳述している上、申立人自身、「厚生年金保険に加入した記憶は無く、保険料控除についても覚えていない。」と陳述している。

申立期間④について、申立人は、H社で勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人が勤務していたとするH社は、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人は、同僚の名前を覚えていないことから、H社に係るオンライン記録から、所在の判明した同僚12人を抽出し照会を行ったところ、そのうち9人から回答を得られたものの、申立人の在職を覚えている者はおらず、申立人の勤務実態及び申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

さらに、H社の事務担当者は、「申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、詳しいことは分からないものの、現在は3年以上の試用期間後に厚生年金保険へ加入をさせている。当時もあまり変わらなかったと思う。」旨陳述している。

加えて、申立人は、「H社では、申立期間当時の従業員は3人ぐらいであり、会社が大きくなる前に辞めた。自分は厚生年金保険に加入した記憶は無く、保険料控除についても覚えていない。」と陳述しており、当該事業所は申立期間当時、厚生年金保険の強制適用事業所でなかったものと考えられる。

申立期間⑤について、申立人は、I社で勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人が勤務していたとするI社は、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、I社の事業主は、「申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなく、保険料控除もしていなかった。」と陳述している。

さらに、申立人は、「I社は、申立期間当時は個人事業所であり、従業員は2人から3人ぐらいだった。自分は厚生年金保険には入っていなかったと思う。保険料控除についても覚えていない。」と陳述しており、当該事業所は申立期間当時、厚生年金保険の強制適用事業所でなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、同僚の名前を記憶していないため、これらの者から、当該事業所の当時の状況及び申立人の勤務実態並びに申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月1日から49年10月8日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間が未加入である旨の回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間も継続してA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、「当社で作成し保管している当時の被保険者名簿を見ると、申立人は昭和47年4月1日に資格を取得し、同年8月1日に資格を喪失した記録となっており、この記録は年金事務所の申立人の記録とも一致しており、申立期間について保険料控除はしていない。」と回答をしている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期に入社した17人を抽出し、所在が判明した16人に照会し、10人から回答を得られたものの、申立人を記憶していたのは1人のみで、ほかの9人は申立人を記憶しておらず、申立人の保険料控除に係る陳述は得られなかった。

さらに、申立人のことを記憶していると陳述している同僚は「昭和48年夏ごろにA社で勤務を始めたときには既に申立人は勤務しており、私が退職した52年以降も勤務していた。」と陳述していることから、申立人が同社で勤務していたことは推認できるものの、同人自身にも申立期間当時の厚生年金保険被保険者記録は無い。

加えて、上記被保険者名簿の記録と申立人のA社における雇用保険の加入記録は一致している上、同名簿において、申立人の健康保険被保険者証は資

格の喪失に伴い昭和 47 年 8 月 30 日付けで返納された記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 63 年 12 月まで

私は、昭和 61 年 4 月から 63 年 12 月まで A 社において B 業務従事者として勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時に勤務していたとする A 社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局においても商業登記の記録は確認できない。

そこで、申立期間当時の住宅地図等を基に、申立事業所の所在を調査するとともに、申立人主張の所在地の近隣において同じ C 事業を営んでいる事業所等に対し照会を行ったものの、申立事業所の所在を確認することができなかった。

また、申立人は、A 社における事業主及び同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 29 年 2 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。私は、同社に昭和 28 年 4 月 1 日に入社し、29 年 1 月 31 日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録においてA社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらない上、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、A社での上司、同僚等の氏名を覚えていないため、これらの者から、申立人の同社における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除等について、確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除について、明確な記憶が無く、このほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人主張の所在地の近隣にB社という類似名称の適用事業所が確認できることから、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿を調査したが、申立人に該当する記録は見当たらない上、当該被保険者名簿から 22 人を抽出調査し、4人から回答が得られたものの、いずれの人も申立人について記憶が無いとしており、当時の事情を明らかにすることはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 11 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 4 月 6 日にA社に入社し、40 年 5 月ごろにA社から業務移行に伴いB社に移り、41 年 10 月 20 日に同社を退職したが、厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、40 年 5 月 11 日から同年 11 月 1 日までの期間が未加入となっていた。しかし、同社に移った後も、引き続き給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の複数の同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人は、昭和 40 年 11 月 1 日以前から既に同社に勤務していたものと推認される。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、申立人が被保険者資格を取得した昭和 40 年 11 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない期間に当たる。

また、B社の事業主は既に亡くなっており、同社は昭和 45 年 11 月 1 日に適用事業所ではなくなっている上、商業登記の記録も無いことから、事業主及び役員から申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失並びに保険料控除等について確認することができない。

さらに、申立人と同じ昭和 40 年 11 月 1 日にB社において被保険者資格を取得している複数の同僚に照会したものの、適用事業所となる前の期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することはできなかった。

なお、A社における申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失について調査

を行ったところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったのは、申立人が被保険者資格を喪失した昭和40年5月11日の10日後の同年5月21日であり、申立期間のうち、同年5月21日以降の期間は適用事業所ではない期間に当たる。

また、A社の事業主は所在不明である上、A社及びB社の両社において厚生年金保険被保険者記録が有る複数の同僚は所在不明若しくは既に亡くなっていることから、これらの者から保険料控除等、申立期間当時の事情について確認することができなかった。

さらに、申立人は、「申立期間は、A社の健康保険被保険者証を引き続き使用していたと思う。」としているものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の欄に、健康保険被保険者証を返納したことを示す「証返」及び返納日を示す「5. 21」の記録も確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 6 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 56 年ごろから平成 15 年 11 月まで A 社 B 支店で C 業務に従事しており、当初は D 社（現在は、E 社）所属社員として同支店に勤務していたが、途中から A 社に移籍し同社の契約社員として勤務した。

社会保険事務所（当時）の記録では、平成元年 4 月 1 日に D 社での厚生年金保険被保険者資格を取得後、3 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失しており、その後、6 年 4 月 1 日に A 社での被保険者資格を取得するまでの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から A 社における厚生年金保険被保険者であったことが確認できる複数の同僚の陳述から、申立人は、同社 B 支店における C 業務に申立期間も継続して従事していたことが推定できる。

しかし、D 社における申立人の雇用保険の離職日は平成 3 年 3 月 31 日であり、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日と整合していることが確認できる上、同社が加入していた厚生年金基金の被保険者資格の喪失日は厚生年金保険の被保険者資格の喪失日と同一日の同年 4 月 1 日であることが基金加入員台帳から確認できる。

また、E 社は、「雇用保険及び厚生年金基金の加入記録から判断すると、申立人は、平成 3 年 3 月 31 日まで D 社に在籍していたものと考えられる。」旨回答している上、申立人と同様に D 社の社員として C 業務会社に勤務していたとする複数の同僚の同社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年 4 月 1 日となっていることがオンライン記録から確認できること、当該同僚

の一人は、「D社での厚生年金保険被保険者資格を喪失した際、勤務先のC業務会社から、今後、当該C業務会社の契約社員として勤務してもらうとの説明を受けた。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録からA社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が申立人と同一日の平成6年4月1日であることが確認できる複数の同僚に照会したところ、回答が得られた7人全員が「C業務に従事する契約社員として同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日以前から勤務していた。」旨回答しており、当該同僚の1人は、「私は、昭和55年ごろからA社B支店に勤務していたが、平成6年4月1日に同社での厚生年金保険被保険者資格を取得するまでは、国民年金に加入していた。」旨陳述しているところ、当該同僚の昭和52年12月から平成6年3月までの国民年金保険料が納付済みであることがオンライン記録から確認できる上、別の同僚は、「私は、F業務従事者の社員として昭和60年ごろからA社B支店に勤務していたが、平成3年3月又は同年4月ごろに同社と直接雇用契約になるという話があり、社会保険には当分の間加入できないと言われたことを覚えている。」旨陳述している。

加えて、オンライン記録からA社における厚生年金保険被保険者であったことが確認できる同社正社員だったとする複数の同僚は、「申立期間当時、C業務に従事していた契約社員の給与は、A社の正社員よりも高かったため、健康保険及び厚生年金保険に加入させると会社負担が増えることから、社会保険には加入させていなかったと思う。」旨陳述しており、うち一人の同僚は、「当時のA社では、個人で国民健康保険及び国民年金に加入するよう契約社員に説明していたように思う。」旨陳述している上、同社本社の元管理部長であったとする同僚は、「同業他社では、C業務に従事する契約社員についても社会保険に加入させていたため、A社でも、平成6年4月から契約社員を社会保険に加入させる取扱いにしたのかもしれない。」旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6557（事案 4685 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 1 日から 29 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 29 年 7 月 31 日から 30 年 11 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、私がA社に勤務した期間のうち、昭和 28 年 4 月 1 日から 29 年 5 月 1 日までの期間（申立期間①）及び同年 7 月 31 日から 30 年 11 月 1 日までの期間（申立期間②）が厚生年金保険の未加入期間となっているため、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求める申立てを行ったが認められなかった。

しかし、私は、中学校を卒業した翌月の昭和 28 年 4 月から 30 年 10 月末まで継続してA社に勤務しており、同社在職中に同僚と一緒に撮影した写真を新たな関連資料として提出するので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時の同社在籍が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立期間①及び②における申立人の在籍が確認できないこと、同社は既に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在不明であり、事務担当者も既に死亡しているため、申立期間①及び②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できないこと、及び同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人と一緒に同社に住み込みで勤務していたとされる先輩の同僚 3 人と同日付けであり、同社では入社から一定期間経過後に従業員の厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っていたことがうかがえること等から、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 11 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間に係る年金記録の訂正につながる関連資料として、

A社での勤務期間当時に同僚と一緒に日帰り旅行に行った際に撮影したとする写真を提出しているほか、申立人は、「昭和28年9月\*日にB市で発生した事件のことを記憶しており、同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日である29年5月1日以前から同社に在籍していたことを裏付けるものである。」旨主張している。

申立期間①について、申立人がA社に在籍していた根拠として陳述している昭和28年9月\*日に発生した「事件」については、当該事件が発生したことは確認できるが、これをもって申立人が申立期間①に同社に在籍していたかどうかの判断材料には成り得ない。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間①及び②当時の同社在籍が確認できる同僚8人に対し、申立人提出の写真を添付して照会したところ、前回の照会時には回答が得られなかった昭和29年7月1日に同社での厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚は、「写真を見て申立人のことを思い出した。申立人の入社時期及び在籍期間は分からないが、同年5月1日以前から同社に在籍していたと思う。」旨陳述しており、入社時期及び在籍期間は特定できないものの、申立人が申立期間①に同社に在籍していたことが推認できる。

しかし、上記の同僚は、「申立人の申立期間①における厚生年金保険加入状況及び保険料の控除の状況等は分からない。」旨陳述している上、当該同僚以外に回答が得られた同僚5人は、申立人のことを記憶していないため、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

申立期間②について、今回の照会に対する回答が得られた6人全員が申立人の主張する日帰り旅行のことを記憶していなかったため、申立人が提出した写真の撮影時期を確認できない上、申立人のことを覚えていた上記の同僚も、「私がA社を退職した後の期間であり、申立人の在籍状況は分からない。」旨陳述しているほか、別の同僚は、「私は、昭和29年7月ごろから42年ごろまで住み込み社員として同社に勤務していた。申立人が30年10月ごろまで同社に住み込みで勤務していたのであれば、申立人のことを記憶しているはずであるが、申立人のことを全く覚えていない。」旨陳述しており、申立期間②における申立人の同社在籍及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

これらのことから、申立人が再申立ての理由としている事情は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 5 日から 36 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 36 年 5 月 1 日から 38 年 2 月 1 日まで

社会保険庁（当時）の記録では、私がA社B工場及びC社に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録を見ると、申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に勤務した最終事業所であるC社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和38年3月12日に支給決定されていることが確認できる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立人は昭和37年11月※日に婚姻しているが、同社在職時には旧姓のままとしていた旨陳述しているところ、脱退手当金が支給決定された直後の38年4月※日に旧姓から新姓に変更されており、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6559 (事案 3949 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から17年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額(手取額50万円以上)よりも低く記録されていることが分かった。

そこで、申立期間について標準報酬月額の訂正を年金記録確認第三者委員会に対し申し立てたが、私が主張する給与額に見合う保険料控除が確認できないとして、申立ては認められないとの回答を受けた。

しかし、申立てに対する回答書を見ると、申立期間のうち、平成14年以前の保険料控除についての状況が明確に記載されておらず納得できないことと、A社の給与関係事務をB社が行っていたことを思い出したので、再度申立てを行う。

申立期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人提出の平成15年及び16年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料等(厚生年金保険、健康保険及び雇用保険)の控除額は、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額(18万円)で算定した場合の保険料額とおおむね一致していること、及び同僚の18年2月から同年6月までの給与明細書を見ると、給与支給額は平均約38万円であるが、厚生年金保険料の控除額は、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額(17万円)におおむね相当する額となっていることから、申立人の主張は認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、21年8月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事情として、A社の給与関係事務を担当していたB社の名称を思い出したとしているが、同社を管轄するC業務会に照会しても、該当する事務所は見当たらない上、同社の所在地を管轄する法務局において、商業登記に係る記録も見当たらず、同社から、申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人と同じD業務部門で勤務したとする同僚から提出された平成12年1月から同年12月までの給与明細書を見ると、給与支給額は平均約75万円であるが、保険料控除額は社会保険事務所に記録されている標準報酬月額（17万円）におおむね相当する額となっているところ、当該同僚は、「私は、A社で厚生年金保険に加入した平成4年以降の給与明細書をすべて所持しており、保険料控除額は、固定給に相当する額となっている。勤務していた当時から、このような会社の事務処理について承知していた。」と陳述している。

さらに、申立期間当時にA社で役員であったとする者は、「D業務部門の社員については、給与のうちの固定給に相当する部分に基づいて保険料控除を行っていた。」と陳述している。

これらの事情から、A社では、申立期間当時、実際の給与支給額よりも低い標準報酬月額を社会保険事務所に届け、当該標準報酬月額に基づいて保険料控除を行っていたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年5月から24年8月まで  
② 昭和25年4月から29年6月まで

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①はA社C工場内にあったD社に、申立期間②は同工場内にあったB社にそれぞれ勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社C工場内D社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社C工場内D社及びD社(本社)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から所在が確認できた複数の元従業員に照会したものの、申立人を記憶する者はいなかった。

また、上記元従業員のうちの1人(昭和6年生まれ)は、「申立期間当時、男性社員が10人ほどいた中で、自分が一番若かった。ほかはすべて年配者であり、私と同年代の者はいなかった。」と陳述している。

さらに、D社(本社)は、昭和52年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、同社の所在地を管轄する法務局において、商業登記に係る記録も見当たらないため、同社から、申立人の勤務実態等を確認できない。

申立期間②については、申立人は、A社C工場内にあったB社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社の承継会社であるE社提出の申立期間当時の社員名簿には、申立人の氏名が記載されておらず、同社は、「申立人は、社員名簿に氏名の記載が無いため、当社の社員ではなかったと思われる。」と陳述している。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から所在が確認できた元従業員13人に照会し、8人から回答があったが、申立人を記憶する者はいなかった。

さらに、上記元従業員のうちの1人は、「申立期間当時、A社C工場内には、B社の社員が9人おり、同社の協力会社約25社を使って、総勢200人以上で作業をしていた。同社社員の中には申立人はいなかったため、申立人は、協力会社で勤務していたのかもしれない。私が覚えている協力会社は、G社、H社、I社及びJ社である。」と陳述している。しかし、G社及びH社は、申立期間後の昭和30年及び36年にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではなく、ほかの2事業所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

加えて、前述のD社（本社）に係る被保険者名簿によると、申立人は、申立期間内の昭和26年4月1日から同年11月30日まで、同社の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 5 月 1 日から 23 年 10 月 1 日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社に勤務中、軍隊に召集され、その後C国で抑留されていた期間であるが、当該期間も継続して同社に在籍していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社提出の退職者一覧台帳及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間も継続してA社に在籍していたことが確認できる。

しかし、B社は、「申立期間当時の給与支給及び保険料控除について確認できる資料が保管されていないため、当時の保険料控除等の状況は不明である。」と陳述している。

また、当時の厚生年金保険法では、第59条の2により、被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨の規定があるものの、当該対象期間は昭和22年5月2日までの期間とされている。

なお、申立人と同様にA社に在籍中、抑留された者からの申立て(昭和22年5月2日から26年3月15日までの年金記録の訂正に係る申立てであり、既に当委員会において年金記録の訂正が必要とまでは言えないと決定されている。)において、同人が復員していない期間に、同社から留守家族あてに「応召未復員手当」が支払われていたことが同人所持の送金案内書により確認でき

るものの、当該案内書には、保険料控除の記載は無く、また、手当支給額が申立期間当時の同社従業員の標準報酬月額と比較して低額であったことから、当該期間における保険料控除はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 26 日から 45 年 4 月まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)の請負業者であったC社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 45 年 4 月まで勤務しており、同社で勤務した期間はA社で厚生年金保険に加入していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社の請負業者であったC社で勤務していたことが推認でき、また、複数の同僚の厚生年金保険加入記録から、申立期間当時、C社で勤務する従業員は、A社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

しかし、A社が加入するD健康保険組合が作成し保管する被保険者原簿によれば、申立人は、昭和 42 年 8 月 25 日に資格を喪失しており、厚生年金保険の記録と一致する。

また、申立人の紹介で昭和 44 年 4 月から 45 年 4 月までC社に勤務したとする同僚は、A社において被保険者としての記録は見当たらない。

さらに、C社の事業主に照会を行ったものの、回答が得られず、B社も、申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の申立期間に係る保険料控除等の状況を確認できない。

加えて、前述のD健康保険組合の被保険者原簿及び A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、いずれも申立人の資格の喪失に合わせて申立人の健康保険被保険者証が返納されたことが記載されている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月 1 日から 39 年 9 月 20 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社及びC社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。それぞれの事業所で勤務した期間は覚えていないが、昭和 37 年 2 月 1 日から 39 年 9 月 20 日までの期間に各事業所で勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、A社に勤務したとする期間については、事業主の陳述から、時期は特定できないものの、申立人が同社で勤務したことが認められる。

しかし、オンライン記録によれば、A社がB社として厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の平成 4 年 6 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、B社の事業主は、「申立期間当時、当社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、保険料控除は行っていない。」と陳述している。

さらに、申立人が事業主、上司及び同僚であったとする者は、いずれも所在不明であるため、これらの者から、申立人の申立期間に係る保険料控除の状況を確認できない。

申立期間のうち、C社に勤務したとする期間については、同社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局において、商業登記に係る記録も見当たらない。

さらに、申立人が記憶する事業主、同僚等は所在不明であるため、これらの者から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 2 月から同年 5 月 30 日まで  
② 昭和 24 年 7 月 12 日から同年 10 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和24年2月から同年10月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が記憶する事業主及び同僚は、いずれも死亡又は所在不明であるほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち所在が判明し聴取することができた4人からは、申立人の申立期間における勤務実態を確認することはできなかった。

また、A社は、平成5年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、この当時の事業主は、「申立期間当時の資料は残っていないが、当時、当社では、入社後1年以上経過してから厚生年金保険に加入させることはよくあったと聞いている。私も、昭和30年4月に入社したが、31年8月に厚生年金保険に加入している。」と陳述しているところ、同人の資格取得日は、昭和31年8月22日であることが前述の被保険者名簿により確認できる。

さらに、上記聴取を行った元従業員4人のうち、自身の入社時期を記憶する1人も、入社時期の1年4か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立期間当時、A社では、必ずしも採用後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿を見ると、申立人が資格を喪失した日と同一日の昭和 24 年 7 月 12 日に、当時の全被保険者 34 人のうち、15 人が資格を喪失していることが確認できる。

また、昭和 25 年 3 月及び同年 4 月に A 社において資格を喪失している元従業員二人は、「私は、給与の未払いがあったため、A 社を辞めた。」と陳述していることから、当時、同社の経営状況が良くなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月 1 日から平成 4 年 11 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で代表取締役として勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額よりも低く記録されているとの回答を受けた。調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間の標準報酬月額については、当初、昭和 60 年 10 月から平成元年 11 月までの期間は 47 万円及び同年 12 月から 4 年 10 月までの期間は 53 万円と記録されていたところ、同年 12 月 10 日付けで、昭和 60 年 10 月 1 日にさかのぼって 8 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿から、申立期間当時、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、複数の元従業員は、申立人が会社代表印を保管・押印していたと陳述しているところ、申立人もこれを認める旨を陳述している。

さらに、申立期間当時の総務・経理担当者は、「平成 3 年ごろから厚生年金保険料等を滞納しており、そのことで申立人から社会保険事務所に出向くよう指示された。」と陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負う代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、当該期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。